

平成28年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月10日(木)
会 議 場 所	川里農業研修センター第3会議室
開 議 日 時	平成28年3月10日(木) 午前8時57分
閉 会 日 時	平成28年3月10日(木) 午後3時27分
委 員 長	中野 昭
委員会出席 議 員	
委 員 長	中野 昭
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	8人

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 1 2 号	鴻巣市行政不服審査会条例	原案 可決
第 1 3 号	鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 4 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 5 号	鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 6 号	鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 7 号	鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 8 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 9 号	鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 2 0 号	鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	原案 可決
第 2 1 号	鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例	原案 可決
第 3 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 3 6 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
請 請 第 1 号	「『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書」提出についての請願	不採択
請 請 第 2 号	安全保障関連 2 法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 田島 史
秘書課長 佐々木 紀演

(企画部)

企画部長 望月 栄
企画部副部長兼財政課長
根岸 孝行
企画部副部長兼危機管理課長
中島 章男
総合政策課長 飯塚 孝夫
情報システム課長兼社会保障
・税番号制度導入プロジェクト課長
小林 宣也

(総務部)

総務部長 武井 利男
総務部副部長 田口 義久
総務課長 榎本 智
職員課長 清水 洋
契約検査課長 笹野 一郎
自治文化課長 町田 浩一
自治文化課副参事 大島 幸子

吹上支所長 田島 好夫
川里支所長 鵜飼 能志
会計管理者 野口 泰三
監査委員事務局長 堀 雅勝

書記 森田 慎三
書記 竹井 豊
書記 高橋 正

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただ今より、本日の会議を開きます。

本日 2 日目となりますが、本日は執行部から本委員会に付託された歳出部分の説明から入っていきたいと思いますので、まず執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 0 4 分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 9 時 0 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き説明をお願いします。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 9 分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 9 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で歳出部分の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 0 時 0 8 分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 1 0 時 3 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより歳出部分の質疑を求めます。質疑はありませんか。

それと、ページ数必ず教えてください。

(川崎) 先に、ページ数ではないのですがけれども、今回まち・ひと・しごと総合戦略策定におきまして、私たち政策総務常任委員会全員及び各

常任委員会から1名ずつで構成いたしました任意の勉強会、人口減少対策委員会において、骨子についていろいろと議論をさせていただきました。まとめたものを代表である中野委員長から市長、また企画部長のほうに提出してあります。総振が上位ということであるものの、このまち・ひと・しごと総合戦略については、すぐに取りかかり、5年という計画実施期間になるかと思います。PDCAサイクルでチェックしながら行っていくわけですが、そのチェック方法をどのようにしてやっていくのかということをお伺いをしたいと思います。そのことについて決まっているのか、決まっていないのか。全体だから、だめですか。全体で聞いているから、だめですか。

（委員長）歳出の全体の関係ですか。

（川崎）はい、そうです。

（委員長）総括的なことね。

（川崎）はい。

（総合政策課長）まち・ひと・しごとの中で、特にこちらの委員会のほうで歳出の観点からちょっとお答えさせていただきます。

歳出のほうでは、私のほうで答えました、まずまち・ひと・しごとは人口減少、そして少子化というようなことをメインに捉えた計画でございます。その中で、今回新規の事業というものをまずは……

（川崎）ちょっとその前段階で、その事業の前段階に、どのようにしてチェックをしていくかという方法について考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたかったのです。それがあんならある。

（総合政策課長）市の事業は、行政評価で全てやっています。予算のほうも、事業別の予算で組まれています。ということは、事務事業評価に全て事業がのっていますので、事務事業評価の中で管理をしていくということになります。

（川崎）そうしますと、ちょっとそのことに引き続きなのですが、このまち・ひと・しごと総合戦略につきましても、PDCAサイクルというのは、今おっしゃった事務事業評価ということはもちろんなのですが、やはりこの政策総務にかかわる部分については、議案にのっ

ている、のっていないということにかかわらず、やはり毎回のこういう定例会において質疑して、どのように展開しているのかという、そういうことについて私たちや何か質問をしていきたいというふうに私は個人的に考えているのですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。それを聞いていいのかどうか。

(総合政策課長) 各個別の例えば福祉系の分野とかがあるので、そちらのほうはなかなか答えられないと思うのですけれども、ただどうでしょう。少子化の部分であるとか、福祉系の部分がやっぱりどうしても多いので、それ以外のこちらの部分は当然その部分で、うちのほうでお答えできるかと思うのですけれども、そこはなかなかできないところもちよっとあるのかなと思います。

(委員長) 今の件ですか。

(川崎) 今の件にも連動していますけれども……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

川崎委員、今休憩中にありましたとおり、あくまでも議案の付託された各事業、それぞれ説明のあったことについて質問をしていただくということをお願いしたいと思います。

(川崎) それでは、もうこのまち・ひと・しごと総合戦略については最後なのですけれども……最後ではないな。あと2つ聞きたいのですけれども、1点目はパブリックコメントについて、もうまとめているのかどうかということがまず1点お聞きしたいのと、あとまとめてでいいのですが、新規事業として予算計上しているものにつきまして、今回、それはここの政策総務常任委員会の中で、この事業とこの事業は予算計上していますということがわかれば教えていただきたいと思います。1点目は、ページ67の定住促進につきましては新規事業で、まち・ひと・しごと総合戦略に反映している事業なのではないかというふうに、私はそう

感じたのですが、ほかにあるのならば教えていただきたい。これが2点目です。1点目はパブコメです。

(総合政策課長) パブリックコメントは、3月7日で締めております。ですので、取りまとめをして、回答のほうを今後、今取りまとめは終わっていますので、今後ホームページ等で公開をしていく予定になっています。総合戦略のほうへ反映なりということで考えております。

それと、今回のまち・ひと・しごとに関する事業、こちらの政策総務のほう、特に総合政策課のほうで押さえている事業は、先ほど委員がおっしゃいました定住促進事業がまず1つになっています。それと、68ページの婚活支援事業、こちらのほうも少子化に対応するものということで組まれたものです。そのほか福祉系の部分、ちょっと委員会のほうは変わりますけれども、福祉系のほうでは例えば18歳までの医療費の拡大であるとか、あとは母子の口腔内、これ母子とかというのはやっぱり子育て環境をそろえていくというようなことを、そろえて、母子の口腔の検査を入れてやるとか、トワイライト事業だとか、ショートステイ事業だとか、子育ての応援の部分だとか、あとは母子家庭の支援だとか、そういったものが今回の総合戦略に伴う新規事業、少子化、もしくはそれをサポートする事業ということで新規事業が上がっております。

以上です。

(川崎) それでは、今のお答えに対しましての再質問なのですが、まず婚活支援事業につきましては委託というふうになっておりましたが、これは68ページです。これは、どちらのほうに委託をするのかということがまず。

(総合政策課長) 婚活事業で110万円組んでおります。昨年までは観光協会、もともとは鴻巣市の若手職員の事業ということで、婚活ということで始めました。観光協会等に委託というふうなことでやってきましたけれども、こちらは婚活の部分があるのですけれども、観光的な部分、観光を広める、市の観光分野を広めるというようなことの意味合いもありました。今回は、うちのほうがその部分を半分引き取って、継承してやっていくということで、それを今回の総合政策のほうでやるものはあく

まで婚活です。結婚に伴って少子化を、日本の文化というのは結婚して初めて子どもが生まれるという文化ですので、そういう面では子どもをふやすという面でも結婚を広めようということです。実はこのほかに、うちの今事業のほかに、実は国のほうがちょっとこういった事業展開をしていて、今手を挙げています、国のほうに。それに伴って、予算のほうももう少しついてくると思います。つけば、実は来年の6月にちょっと補正をして、やっていこうということで、とりあえずこの金額になっていますけれども、これはまずは今までと同じような婚活のイベントをやっていく。ただ、そのイベントも、その補助金が、そちらがつくと、もう少しちょっと違う面でいろいろ工夫があるのかなというふうに考えております。例えばもう少しマッチングをよくする、可能性をよくするような方法が何かないのか。もしくは、もう少しコンパクトに対象者を絞ったような形の婚活のイベントをもう少し細かくできないのかなとかいうようなことで、現在その辺は検討中でございます。

（川崎）そうしますと、国の事業に手挙げをしているということですので、ただ観光協会のほうにも、今までは全面的にお願いしていたものというのが、半分はということだったので、この予算から見ていきますと、110万、100万、婚活イベント委託料というのは100万というふうになっていますけれども、これについてのその割合というのでしょうか、観光協会に例えばどのぐらいだとか、国のほうの事業にはどのぐらいとかというようなのがあるのか、それとも国のほうはもともととっとかかるということを予測しているのか、その場合には6月に補正を出すつもりでいらっしゃるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

（総合政策課長）観光協会のほうは、今年はもう一切やらないということになります。うちのほうが全て受けてやっていくということです。ですので、ちょっとその手を挙げたものが、脈は相当ありそうですので、そちらのほうで事業のほうをもう少し展開をしていきたいなというふうに考えています。

（川崎）先ほど課長の中で、半分ずつにやっていくこと、今まで全面的に観光協会のほうに婚活イベント委託していたのを今回は観光協会と、

若手支援でしたっけ、若手支援育成事業でしたっけ、というふうに半々ずつに行っていこうという考えだというふうに私はちょっと聞いたのですが、その辺はどうなのですか。

（総合政策課長） 済みません。半分というのにはちょっと表現のほうの間違って、訂正をさせていただきます。今までは観光協会がやっていたものを総合政策課のほうで全面的に引き取って、全面的にうちのほうがやるということに訂正させていただきます。

以上です。

（川崎） そうしたら、先ほど定住促進事業、これも新規事業だということでお話がありました。67ページですか。総合政策課でやっていますから、67ページの定住促進事業、総合政策課、410万。この定住促進事業につきましては、私もこの間会派視察で大和郡山市に行ってきたして、まさに近居、3世代同居、3世代近居ということで事業展開しております、そこで2年間という枠を決めてやっていたのですけれども、こちらのほうで、本会議でそこまでの説明があったかどうか、私ちょっと記憶していませんが、この定住促進事業を単年度の事業と考えているのか、それとも例えば2年とか3年とか、ある程度そのような長期的なビジョンを持ってやっっていこうとされているのかどうか、その辺について伺います。

（総合政策課長） まち・ひと・しごとの事業ということで今回初めてこういうものを計上させてもらいました。複数年を基本的には考えております。複数年でやりたいというふうに考えています。行政、1年、これ市の単独事業ですので、1年でやめていくというのは、市の事業の継続性という面では、行政の継続性という面ではちょっとどうかと思いますので、少なからず、様子を見なくてはならないところもちょっとあると思うのですけれども、複数年をちょっと考えています。

（川崎） では、単年度ではないということはおわかりました。

それでは、このことについては結構なのですが、続きまして61ページ、この61ページにつきましては、ちょっと幾つかお聞きしたいことがあります。61ページの「広報かがやき」の事業についてお伺いをいたします。

そもそも毎月15日に発行ということについては、いつの時点から、発行当初からそうであったのか、それとも途中で切りかわったのか、まずその辺お聞きしたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時46分)



(開議 午前10時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秘書室秘書課長) 広報の発行日ということで、毎月15日がずっとだったのかということだったと思うのですけれども、過去には1日と15日と、月2回発行していた時期があったということを今記憶ではあるということなのですけれども、それで今現在は15日ということで、それ以前が月1回で、どちらが、1日がメインだったのか、15日だったのかということところはちょっと今定かではないのですけれども、過去には月2回発行していた時期があって、その後15日、月1回になったという経緯があるということでございます。

以上です。

(川崎) これ他市がどのような状況で今広報事業を行っているのかということもぜひ調べていただきたいというふうに思っているのですが、例えばさいたま市では毎月1日に発行だというふうに伺っておりまして、いろんな市民の声があるかと思うのですけれども、何で15日なのだと、15日ではちょっと予定が見づらいではないかというような、いろんな意見や何かも私も個人的にいただいている部分もありまして、そちらのほうに市民の声というのがどのように届いているのかなということがまず1点お聞きしたいこととございました。また、以前政策総務で視察に行きました周南市におきましては、やはり1日と15日と、月2回の発行をしておりました。ここについては、ずっと月2回やっていくのだというお考えでいたわけなのですけれども、ちょっとその近隣市の状況等も、今わからなければ、後ほどでも結構ですし、また次の議会のときでも結構なのですが、1つそのような意見もあるということ、そういうこと

について、発行日について何か市民の声というのは上がっていますか。

（秘書室秘書課長）市民の声ということに関しましては、今のところ毎月15日に月1回発行しているという件に関しましては、特に苦情等はいただいております。

それと、近隣につきましては、ちょっと今手元に資料はないのですが、熊谷、桶川、北本につきましては毎月、やはり月1回で、こちらのほうにも広報紙のほうをいただいておりますので、熊谷、北本、桶川は月1回の発行で行っているという形になっていると思います。

（川崎）何日ですか。発行は。

（秘書室秘書課長）発行日につきましては、済みません。熊谷、桶川、北本、こちらのほうも確認をさせていただきます。

以上です。

（川崎）続きまして、発行部数の推移についてお伺いをしたいと思えます。人口減少になりまして、ピークから今11万と9,200人ぐらいですか、この間の市長の発表では。世帯に対してどの辺まで減っているのかというのがちょっと私まだ承知していませんが、ここ近年、自治会に入っている、入っていないというのものもあるかもわかりませんが、発行部数に変化があるのかなのか、近年の変化についてお伺いします。

（秘書室秘書課長）予算の要求時点につきましては、昨年が4万1,700で積算をしていて、今年度は4万1,800ということで要求をしております。これは、人口は確かに微減といえますか、多少減少しているのですけれども、逆に世帯数がふえているという状況がありまして、それにあわせて多少その世帯の増加を見込んで、発行部数のほうは若干ふやしている状況でございます。

以上です。

（川崎）今のお答えですと、昨年と今年の比較ということでは、そんなに急に変わらないとは思いますが、これも後で結構ですので、近年の何年かの動きを、変わらなければ変わらなくて結構ですが、ちょっと長期的なスパンでやはり見ていく必要もあるのかと思いますし、あと紙媒体から、例えばホームページですとか、SNSですとか、そうい

うふうに媒体がいろいろ移っているということも昨今の事情としてありますので、やっぱり5年、10年と長期的にどのように変化しているのかということの後で資料として、今わからなければ、後でも結構ですので、いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（秘書室秘書課長）過去10年間ぐらいの推移ということでもよろしいでしょうか。では、そちらのほうは確認をさせて、調べさせていただきます。以上です。

（川崎）続きまして、ホームページのシステム事業についてお伺いをいたします。

今回3月1日付でですか、リニューアルになったということでもございますけれども、ちょっと私まだなれていないのかどうか、なかなか切りかわらないというか、使い勝手がちょっとまだうまくいかない部分がありまして、3月1日からで、今日が3月の10日ですので、約1週間以上過ぎているわけですがけれども、このことについて何か市民の声があるのかどうかと、またアクセス数の推移及びリニューアルのポイントは何なのかについてお伺いします。

（秘書室秘書課長）リニューアルしてから確かにまだ9日目ということで、特に市民の皆さんからの意見というか、問い合わせ等は特にはいただいているのですが、確かに職員が操作研修等を踏まえて今実際に使ってみて、確かに見やすいというか、見やすい、使いやすいというのはいただいております。

それと、改正の主なポイントということで、まずトップページを大幅に変えまして、必要な情報に素早く検索可能という形を重きを置いてリニューアルいたしました。それと、特に障がいのある方とか、高齢の方に配慮したということで、アクセシビリティを確保して、誰もが使いやすいホームページというところを目指しております。それと、トップページの一番上のところに市の魅力を発信するというので、シティープロモーション的な観点から、特設サイトをつくらせていただきまして、来て見て住んでということ、それぞれの観点から市の特徴ある事業ですとか、イベントですとか、そういったものを発信するような機能を持

たせているという点が特徴でございます。

以上でございます。

（川崎）特設サイトでも市民の交流人口あるいは定住人口を図るのだろうと思うわけなのですが、またシティープロモーションの一環なのかなというふうに思っておりますけれども、まず1点、費用のことについてなのですが、このリニューアルをするということについて、特に費用がかかったのか、かかっていないのかについて伺います。

（秘書室秘書課長）新しいシステムにつきましては、予算書にあるとおり、こちら5年間の契約といたしますか、5年間で総額で2,260万円程度になっております。こちらは、当然初期の開発費用ですとか、サーバーの使用料とか、全て含めて、それと保守も含めた形で約2,260万ぐらいです。以前に使っていたシステムの同じ5年間の総額がおよそで1,780万、約1,780万ということで、トータルとすると470万円ぐらいは前回のシステムからは金額のほうは上がっております。当然以前から年数もたっておりますし、確かに今すごく使いやすくなっているということで、その分、この差というのは、このぐらい上がって妥当かなというふうには考えております。

以上です。

（川崎）では、このことに連動して伺うのですけれども、大事なシティープロモーションだと思っております、やっぱり皆さんがアクセスするということは。このシティープロモーションにつきましても、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも重要な事業というふうに捉えていらっしゃるというふうに認識しておりますので、お伺いしたいのですけれども、本年のシティープロモーションにかかわる具体的な事業として、何か新規事業あるいは継続事業としてどのようなものがあるのか。本年ではなくて、28年度の具体的なシティープロモーションにかかわる事業として示していただきたいと思うのですが。

（何事か声あり）

（川崎）この委員会にかかわるものでいいのですけれども。

（委員長）当委員会にかかわるものだけでいいです。

(秘書室秘書課長) 今年度の新規事業という点では、予算書を見ていただいて、おわかりになっているとおりに、特に予算的な措置はしておりません。今回特にこの3月にリニューアルしたホームページの中で、先ほどお話ししました特設サイト、そちらのほうで今後も、この切りかえで立ち上げましたけれども、今後の充実という点で、当然こういう、ほかに、シティープロモーション単独の事業ではなくて、市のいろいろな他市に誇れるような事業、新規事業ございますので、そういったものを確実に広く発信していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

(川崎) お考えはよくわかりました。

それで、66ページのふるさと納税促進事業についてお伺いをするわけなのですが、このふるさと納税促進事業もそういう意味ではやっぱりシティープロモーションになるのだと思うのです。今回非常に収入もあったというふうに伺っておりますけれども、毎年毎年このぐらい、これはちょっと歳入にかかわってしまいますけれども、ふるさと納税のことですので、毎年一定の額、歳出もまたしていけるのか、記念品もどこまで広げていくのかというそのバランス的な問題もあるかと思えます。私地元が山形県の東根市というところ出身なのですが、そこでは相当ふるさと納税、力を入れているということも聞いております。その隣の天童市というところも、ふるさと納税は大変に力を入れておりまして、両市とも人口がふえてきているという、これだけではないかもしれませんが、実際には県内の中でも人口が増加しているというふうに聞いております。この辺、他市の例も注視しながら、このふるさと納税促進事業について、今後どのように展開をしていくのかについて伺います。

(総合政策課長) ふるさと納税は、もともとの趣旨というのは、前に住んでいた、もしくは出身であるとか、何かの機会に、転勤であるとかで第2のふるさとというようなところに、現在住んでいるところからそういったところを応援したいというのが趣旨です。そういう面では、このふるさと納税というのは純粹にそういったもののそういった市に寄附をしていくというのが本来の趣旨だと思います。ただ、全体的な傾向的に

は、その中で寄附に対して記念品を出していくということが若干過激になっている部分がちょっとあるのかなと。総務省あたりも、どうなのかなということでもちょっと疑問符が出ています。ただ、鴻巣市にあるものをしっかりとPRをしていって、寄附をされて、鴻巣市に興味を持っていただく方にしっかりと鴻巣のいいものを、鴻巣でとれたものとかいうものをしっかりと記念品で渡して、来年も、また次もということで鴻巣に寄附していただける方を確保していく、もしくは新規の方を確保していくというのが重要かと思います。そういった中では、今年は、27年度は相当な記念品をふやしております。というのは、鴻巣市を代表するもの、皆さんが知っているもの、例えば梨であるとか、花であるとか、ひな人形であるとか、こういったものをふやしたことによって、2月21日現在で1,000万をちょっと切っているぐらい、998万5,000円、まだちょっと伸びています。ですので、1,000万を超えるのではないかなと思いますけれども、昨年80万ちょっとのところから10倍近く実際伸びております。そんなことで、来年度は新たなる、これちょっと趣旨とは違うので、新たなる記念品を見つけていくということです。それと、梨であるとか、例えば花火のペアチケットだとかというのは、限定的な部分をちょっと見せて、そういったところで魅力的なものに見せ方をちょっと工夫して、新しい寄附もしくは昨年度の方のリピーターというようなものを確保して、よりこちらのほうも充実したものにさせていきたいと思っています。以上です。

（川崎）今課長大変重要な話しされたと思うのです。その見せ方ということが大事で、うちの家族の話になって恐縮ですけれども、何の縁もゆかりもないところに息子がふるさと納税やりまして、大量の豚肉が送られてきたということがあったのですが、やっぱりホームページや何か見ているのです。そうやって検索しながら、何かちょっと興味を持ったり、そういうふうな意味からすると、先ほどの話とも連動になってきますけれども、このふるさと納税促進事業というのも大事なシティープロモーションの一環であるし、またそういう意味では、どういうふうにしてホームページなり、また「広報かがやき」もそうですけれども、充実させ

ていくかということが大事になるかと思いますので、この辺の、今の
答えからしますと、どこまでも、どこまでも、このふるさと納税の促進
事業に関しましては、記念品作戦にならないように気をつけながらとい
うお考えでよろしいのでしょうか。それとも、もっともっと歳出としま
して記念品にもう少しお金をかけるということも今後あり得るのかどう
か、今後の展開といたしましてお聞きします。

（総合政策課長）鴻巣市としては、鴻巣市から出ていくもの、発生する
もの、要するに皆さんにPRするものをしっかりといろいろなものを新
しくまた開拓をしていきたいなというふうに考えております。そのため
には、若干ルールづくりというようなものも実は必要なのかなと思いま
す。ただ、余り過激にやると、総務省のほうも随分ちょっと気にしてい
まして、趣旨がちょっと違う。ホームページが、こういったものだけを
集めている実はページがあるのですけれども、うちもそこに、ふるさと
チョイスというページに掲載していますけれども、カタログショッピング
的な部分がすごく見えて、さっきもちょっとお話をしましたけれども、
ふるさと納税という趣旨から若干外れてきているところがあるのかな
と。ただ、今の現状ですと、鴻巣市もしっかりとこの波に乗っていかな
いと、出ていくだけですので、しっかりと外からの寄附というのを確保
していきたいなというふうに考えております。

（川崎）しっかりとバランスをとりながらやっていくというお考えなの
だろうというふうに理解をいたしました。

続きまして、87ページなのですけれども、選挙啓発事業についてお伺い
をいたします。ことしは、18歳選挙権が今年の夏の参院選から施行され
るわけですけれども、有権者が当然その分、18歳、19歳ふえるわけで
ございます。何人ふえるというふうに見越していらっしゃるって、またその
方たちに対する選挙啓発ということをどのように考えていらっしゃるの
か伺います。28年度のポイント、そこについてお伺いします。

（総務課長）これにつきましては、18歳以上ということで選挙権年齢が
引き下げられたということで、12月議会のほうで行政委員の質問という
ことで委員長のほうが答弁させていただきましたが、その際、18歳以上

につきましては約2,400人ぐらいかなというところで答弁させていただいております。

続きまして、選挙の啓発につきましては、これまでは実際に成人式のとときに新たな新成人ということで選挙、あるいは政治に関心を持っていただくということで、成人式のとときに啓発用品を配ったり、冊子等を配布をさせていただいております。今回18歳引き下げられるということで、余りこれまでの成人式での啓発というのものなかなか効果が出ないのかなというところで、現在埼玉県選挙管理委員会とか、ちょっと調整をしなくてはいけないところですが、高校とかの卒業式に、卒業式のとときにそういった啓発活動ができるかどうかというところを今県の選挙管理委員会あるいは教育委員会を通じて確認をしているところです。ですので、これまでの啓発活動をもう一度見直して、高校生、あるいは専門学校生を対象とした啓発のほうに移行していこうかなというところであります。また、市内の高校あるいは専門学校等に啓発用のパンフレット等も配布できるかどうかというところを今調整をしているところでございます。

以上です。

（川崎）卒業式がもう始まるわけですか。3月のそれこそ現実、今回12日ですか。それに間に合うのですか。

（総務課長）実は2月ぐらいに県のほうと確認をするということで、できるだけ経費のかからない、今回は、もし可能であれば、できるだけ経費がかからない形で、選挙権年齢が引き下げられたということを周知するような活動をさせていただければなというふうに考えております。なので、可能であれば、費用のかからない範囲で、我々の職員が、あるいは明るい選挙推進協議会もありますので、そちらのほうの人で何とか啓発活動ができればなというところで今調整をしているところです。

以上です。

（川崎）今しきりに課長のほうが予算がかからない方向でというようなお話しされておりましたけれども、これ18歳選挙権が導入が決まった時点で、どのように啓発していかなくてはいけないかというようなことは

当然考えなければいけないことで、それが予算に計上されていないというのはいかがなものかなのかなというふうに思うのです。前年度と比べて28年度の予算も、今のお答えからしますと、高校生に対しての卒業のときとかにお渡ししたりだとかというような、そういう予算はここに計上されているのですか。

(総務課長) 啓発用品については計上されております。啓発用品以外に、パンフレットだとか、あるいは選挙というものの簡単な冊子等は埼玉県の選挙管理委員会とか、その外郭団体からもパンフレット等の配布がありますので、そちらのほうをまず活用させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 2,400人ふえるということですし、当然人口減少も進んでいくわけなのですけれども、その18歳、19歳の有権者に対しての選挙啓発ということは、当然県の選管とも連携をとっていかなければならないところなのですが、やはり市独自で、どのようにこの方たちをまた選挙に行っていただくかということも大事なこれは若者対策であると思いますので、この件についてはぜひともまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、次の質問なのですけれども、183ページにつきまして伺います。防災意識向上事業のことについてお伺いをいたします。防災マップも増刷を今考えているということでもございましたけれども、大変コンパクトで防災手帳持ちやすい、また見やすいということで、評判も得ております。自治会を通じて配布されたわけなのですけれども、ちょっと残念なことに、要らないよというので戻ってきたところもあるのです。大変残念なことなのですけれども。匿名なので、誰だかもわかりませんし、そのようにちょっとまだまだ周知としてわからなくていらっしゃるという方もたくさん市民の中にはいらっしゃるのかなというふうに思いますので、今後どのように周知を進めていくかということについて、配布方法についてまずお伺いいたします。

(企画部副部長兼危機管理課長) 防災手帳ができましたときに新聞発表

等もいたしまして、埼玉新聞にはまず取り上げていただいております。そのほかホームページ、先ほども話題になりましたリニューアルされたホームページにも載せてございます。そのほか転出入の方用のために、市民課の窓口や市の総合窓口に置いてございます。また、市民センター、公民館等にも置いてありますので、現実市の総合窓口にも自治会に入っていないアパートの大家さんですとかがとりに来ているという事実がございます。問い合わせ等もこちらの危機管理課のほうに来ておりますので、今後またホームページや広報等、機会をつくりまして周知していきたいというふうに考えてございます。

（川崎）それと、出前講座等で今後講演会というのもやっていくのでしようけれども、今どのぐらいの問い合わせが来ているのかということですね。その講演のやり方なのですけれども、お話だけということではなく、いろんな機材を使ったりするのか。実は先日私も防災の講演会聞かせていただきまして、一番好評だったのが最後にいただけるアルファ米ですとかビスケットの賞味期限がもうじき、あと1週間ぐらいみたいな、そういうものをいただいたのですが、非常にまたそれで皆さん喜んで帰られたということもあります。地域の方から大変そういう意味では防災関心も強いですし、またそういう心に残るといことがまた大事ですので、どのような講演会ということをご予定されているのか、また今どれだけの問い合わせというのでしょうか、防災講演会をお願いしますよという出前講座のお願い、それがどのぐらい来ているのかということについて伺います。

（企画部副部長兼危機管理課長）新年度のこちらで予算化しました講演会につきましては、防災手帳を今回つくりまして、監修をしていただいた東北大学の教授を招いて講演会を行う予定で、今、日程調整をしております。そのほか、問い合わせでございますけれども、新しい出前講座のメニューがもうすぐ出ますが、まだ旧のままなのですが、新年度以降のあれには防災マップ、防災手帳を使った出前講座を行いたいということで出てまいります。それから、配った後に、多くはないのですが、複数の自治会から出前講座等で説明をしてほしいという問い合わせ

せは複数寄せられてございます。

以上です。

(川崎) それでは最後に、職員人件費のことについてお伺いをいたします。

まず、220ページで特殊勤務手当があったかと思うのですけれども、これが3人でしたか。3人減ったということで、減っているのかなというふうに思うのですけれども、特殊勤務手当というのは非常にたくさん多岐にわたっているわけなのですが、どの方たちが減ったのか、その3人減ったことと、あとその理由についてお伺いをいたします。

(職員課長) 特殊勤務手当が前年度と比べて減額したということですが、これにつきましては道路課の補修担当のほうで技能労務職員がおるのですけれども、そちらの職員が道路上等で勤務したときはちょっと危険だということもありまして、特殊勤務手当を支給しておりました。その職員が定年退職になりまして、市としましては技能労務職の方につきましては原則退職者不補充ということをとっておりますので、その分が減額となっております。

(川崎) わかりました。

それでは、職員人件費全般についてお伺いをしたいのですけれども、昨日も条例の中で早出、遅番の人というのはいるのかということ、いないということでもございましたけれども、これから多様な働き方ということがますますふえてくるのではないかと思います。また、どの部署にどれだけの職員配置をしたらいいのかということ、いつもいつも超過勤務ですとか、福祉関係ですとか、また商工関係が多くなってしまうわけなのですけれども、この辺の配置についてどのように配慮して配置をしているのかということについてお伺いをいたします。

(職員課長) 職員の配置につきましては、基本的には原則前年度と同様な形で配属する予定ですが、やはり時間外勤務が多いところにつきましては職員の負担も多いということから、全体的な職員数のバランスを見ながら配置を考えていきたいと思っております。

(川崎) それでは、職員のことですけれども、窓口対応につ

いてちょっとお伺いをいたします。これは新館ができて、あのよう
に、ぱあっと見渡せるような配置になっているわけなのですが、
そのとき自分も一般質問をさせていただいて、おもてなしの心でとい
うことをお話しさせていただいたかと思います。また、市長も行政は最大
のサービス業であるという、そのようなお心でももちろん皆さん働いてい
らっしゃるのではないかと思います。実際に窓口を利用する市民の方
というのは、毎月毎月来られるという方はむしろ少なく、1年に本
当に1回とか、二、三回という形で、たまにいらっしゃるという方が多
いと思います。そうしたときに、なかなかどこにどうやって行ったら
いいのだろうということで戸惑ってしまう方もいらっしゃるようなので
すけれども、そこに窓口にいる方たち、なかなかすぐに気づいて
いただけないといいますか、ずっと窓口のところで立っていると、誰か
と目が合って、その方が来てくれるというようなことがあるのですけれ
ども、その辺の窓口対応について、行きなれている私たちとかでも、な
かなかちょっと一瞬緊張するときがあるわけなのですが、市民の方はも
っとだと思imasuので、その辺の窓口対応について、特にこれ28年度工
夫をしていくということについてのお考えはありますでしょうか。

（職員課長）職員の対応につきましては、委員おっしゃるとおり、市長
のほうからも行政は最大のサービス業であるということで、市民の方へ
の声がけとか、そういったものを積極的にしなさいということがありま
して、職員課としても挨拶運動の実施ということで励行しているところ
でございます。なかなか、そうはいつでも、委員おっしゃるとおり、来
庁者の方がお声がけを、声をかけてもらえないといった状況もあるよう
です。新たに特別な事業というのはなかなか難しいですけれども、
引き続き挨拶運動の実施と、それと挨拶のチェックを行っておりますの
で、そういったところから、率が低いようですと問題もありますので、
さらなる啓発を進めていきたいと思っております。

（金澤）それでは、平成28年度の一般会計の補正予算の歳出について質
問させていただきます。

まず、確認事項ですが、219ページの給与の件なのです。これ議案でもう

既に、4号で鴻巣市職員の給与に関する条例の一部の改正が一応になりましたよね。要は確認なのですが、ここにある数値というのは、このなる前の数値という形でいいわけですよ。決定しましたよね、これ。

(職員課長) 給与条例等、即決していただきましたものをもとに反映した数値となっております。

(金澤) ということは、もうこの議案4号で決まったことがこれにもうはねているということでもいいのですね。では、数値的にはもうアップしているという解釈でもいいのですね。わかりました。

(職員課長) そのとおりでございます。

(金澤) それでは、進めさせていただきます。

まず、61ページなのですが、総務費の総務管理費の広聴広報費、市長への手紙・メール事業というのがありますよね。これが4万7,000円という形で予算入っているのですが、大体昨年とか今年あたりはどのぐらいの手紙とかメール数というのは来ているのか、確認したいのですが。

(秘書室秘書課長) 市長への手紙、メールの実績でございますが、昨年、平成26年度が手紙が90通、メールが165通、合計で255通でございます。今現在、27年度、3月4日現在で手紙が74通、メールが151通、合計で225通となっております。

以上でございます。

(金澤) そうしますと、この手紙とかメールについては秘書課のほうから本人にいわゆる返答というか、回答はしているのですか。

(秘書室秘書課長) 基本的には市長が最後署名をして、回答しております。ただ、市長が答えなくても、簡易なもので、所管部署で処理が終わってしまうようなものについては、そこで終わりになっているケースもございます。

以上でございます。

(金澤) では次に、65ページの本庁舎維持管理費1億7,530万9,000円とその後の本庁舎改修事業についてちょっと聞きたいのですが、この維持管理費の中で今回施設用備品として9,500万を計上しています。この内容はどのようなものなのかをまず確認させてください。

(企画部副部長兼財政課長) 現在本庁舎の改修事業を行っておるわけなのですけれども、本庁舎がことしの年末年始に移動するわけなのですけれども、机、椅子、使えるものは使っていくことということなのですけれども、基本的には机、椅子、あとカーテンとか、そういうもろもろのものを含めて9,500万ということを計上しております。

(金澤) 使えるものは使ってということで、聞き方はいいのだけれども、9,500万というと、かなりのものが要はみんなリニューアルしてしまうようになるのではないかと思うのだけれども、いかがですか。

(企画部副部長兼財政課長) 今回本庁舎の改修いろいろしまして、机とか椅子とか備品類は選別しまして、基本的には机とか使えるものは使うと。ただ、椅子なんかはかなり古いものがございます。基本的には椅子は日常使用するわけですから、入れかえを予定しております。あと、カウンターですか、カウンター等もやはり古いものございましたものから、その辺も入れかえる予定で見えております。あくまでその9,500万というのが妥当な数字かどうかなのですけれども、その辺は新館を建設した際にやはり備品のほうを1億の備品費を持っておりましたので、本庁舎のほうにつきましては、その辺の使えるものは第二庁舎のほうから持ってきたり、移設する課のほうから使えるものは持ってきて対応したいと思っております。

以上です。

(金澤) そうすると、新しいものに切りかえる。古いもので、逆にまだ使えるのではないかなというものの備品というのはどういう処分の仕方をするのですか。

(企画部副部長兼財政課長) 選別いたしまして、机は基本的には、そんなには数はなかったのですけれども、4本の足があるわけなのですけれども、中にはずれている部分とか、かなり古い、昭和40年とか、入っているものはございますので、その辺は、机等はできるだけ、平衡感覚があるものは使えますけれども、椅子はどうしても毎日使用するものですから、基本的には椅子は入れかえようとは思っております。

以上です。

(金澤) せっかく本庁舎リニューアルするので、機能的な什器備品に切りかえるべきだと私は思うのです。古いものについては、必要などころがあれば、市民の皆さんの何か団体とかあれば、そういうところで必要な人はいますかと言って、手を挙げてくれれば、その辺に無償でお渡ししてもよろしいのかなという考えがあるのですけれども、どうですか。

(企画部副部長兼財政課長) 実際改修工事前に整理しまして、学校関係とか、あと公民館関係とか、庁内ですけれども、その辺は広報しまして、使えるものは引き取ってもらったり、特に学校関係は多かったと思いますけれども、その辺は対応しました。

以上です。

(金澤) では次に、同じ65ページの低燃費低公害車車両購入費、先ほど公用車で4台購入しますよというお話だったのですが、機种的にはハイブリッドとか電気自動車とか、いろいろそういうのあるのでしょうか。その辺はどういう形になるのでしょうか。

(企画部副部長兼財政課長) これ低燃費低公害車ということで、今はやりのエコとか、その辺のような連想されると思うのですけれども、基本的には軽自動車です。軽自動車と、あと8人乗りのワゴンですか、ちょっとその辺が耐用年数を過ぎている車がございますので、その辺を入れかえようと思っております。

以上です。

(金澤) そうすると、この間というか、新聞にも出ていましたが、日産自動車か何かから電気自動車の寄贈がありましたよね。ああいうような形で、普通の乗用車の入れかえというのは考えていないのですか。

(企画部副部長兼財政課長) 基本的には耐用年数、13年の以後の車については入れかえようとは思っているのですけれども、ちょっと数が多いものですから、一番古い17年車とか、その辺を順次入れかえる計画でおります。環境のほうで昨年ですか、日産自動車のほうからそういう県内に無償で貸与ということをやっていたわけなのですから、それに鴻巣市のほうもエントリーしまして、運よく借りることができまして、贈呈式、2月ですか、あったわけなのですから、管財としましては順

次古いもの、機能的にちょっと、13年過ぎますと、なかなかいろいろ問題が発生するものですから、その辺は順次計画を立てて入れかえようと思っておりますけれども、28年度については4台の入れかえを考えております。

以上です。

(金澤) それでは次に、66ページの電子入札共同運営事業について何点か聞きたいのですが、電子入札、公共事業等で入札形式なのですが、まず本市のほうで今入札の登録を当然していると思うのです。登録数というのかな。分けるとなると、建設関係とか物品関係とかになるのでしょうかけれども、大体どのぐらいの登録数になっているのですか。

(契約検査課長) 業者登録数ということによろしいでしょうか。現在ですと、28年3月1日現在になりますけれども、まず工事の関係と物品関係とございますけれども、工事関係と工事にかかわる業務委託含めまして2,327社になっております。また、物品関係になりますと、こちらは26、27、28年度、3年間の登録でございますけれども、こちらのほうは1,337社という形で登録はされております。あと、先ほど工事のほうは27、28年度の登録業者ということになります。

以上です。

(金澤) では、工事の2,327社であります、この中で建設関係というのはいくつあるのですか。

(契約検査課長) 今の業者数は、建設工事と建設工事にかかわる業務委託なのでございますけれども、今の建設工事だけということでしょうか。済みません。ちょっと今内訳のほうの数字が手元にないのでございますけれども、申しわけありません。

(金澤) 私、基本的に質問したいのは、国交省のほうで、建設業者に対して社会保険の加入をなさよという促進がありますよね。来年の1月から施行されるのかな。要はどういうことかということ、建設の技能労働者の処遇改善とか、建設業の継続的な発展をするための人材育成、今なかなか建設技能労働者が少なくなっているという形の中で、人材の確保をしなくてはならないという中で、法定福利費の適正な負担を公平に

給与でやりましょうということで、今建設業の会社等については社会保険に加入しなくては行けないよという形が決められているわけです。これ非常に大事なことになるのだけれども、これが施行されると、逆に今度例えばゼネコンさんで工事していきますよね。そこの下請さん、孫請さん、1次下請、2次下請に入るにしたって、社会保険入っていないと、加入していないと、今度工事現場に入れなくなってしまうのです。そういう状況になってくるのだけれども、入札云々のときに、その辺の社会保険に加入しているか何かのチェックというのはどういう形でしているのですか。

（契約検査課長）今のお話は、昨年、平成26年6月の担い手3法において国のほうが打ち出した事業で、国の直轄事業については既に社会保険加入していないと入札には参加できないとなっております。本市におきましても、現在検査、工事の完了検査におきましても社会保険の加入状況は確認しております、実際もう既に県も一部、社会保険加入されていない業者については入札を参加させない部分は段階的にやっていますけれども、本市におきましては実際建設工事に関する登録は、この電子入札共同システムにおきましては県のほうで登録を受け付けしておりますので、実際、次年度、今度29、30年度の登録が28年度から始まりますので、その段階では県のほうも社会保険を加入するものが、経営事項審査という審査があるのですけれども、その審査の中で社会保険を加入しているという前提で業者登録を受け付けしますので、そうしますと本市におきましても来年、29年度の建設工事から社会保険加入した業者だけが、結局県のほうで登録しなくなってしまうので、29年度以降の業者登録に関しては、本市におきましても自動的に社会保険加入されていない業者については登録されていませんから、入札には参加できないという形で自動的に becoming 形になります。

（金澤）これ建設業者にすごく大変な問題なのですよね。実際行政の、一般の工事もそうだし、こういう行政のほうの工事に対しても入札に参加できなくなってしまうという形で、当然行政のほうもそれについては、社会保険入っていないから、あなたはだめですよという形でふるい分け

されてしまうわけですけれども、その前に、例えば一人親方と云々とかというのとはそんなに従業員さんもいらっしゃらないような形の中だと、やっぱり社会保険にどうしても入らなくてはだめだよというものの認識が薄い場合が出てくるのかなと。この1年間でとにかくその辺を啓発活動していかないと、開けてみたら、いや、入っていないから、あなたはできないよという形になってしまうわけなので、その辺の対応というのはどういうふうに考える。

（契約検査課長）市のほうも鴻巣市の建設業協会がありますので、そちらのほうにも、会長等にも事前に話はしておりますし、また国のほうからも業界宛てにそれぞれ通知も行っているそうなので、そういう意味では国、県、また市のほうもそういった啓発活動は行っておりますが、ただ実際そういったものを知らなかった方たちや、そこまでまだ至らない場合もあると思うのですが、ただやはりそこは建設業界のほうからそういった周知活動は実際されていると思いますので、市のほうも、先ほどお話ししましたように、工事の完了検査の際、市のほうで公共工事をいろいろ請け負っていただいている、そういった業者に関しては、完了検査等で、また下請、これ施工体制台帳というのがありまして、それが昨年の4月1日から義務化になりましたので、今までは金額、ある一定の金額以上でないと施工体制台帳というのは提出要らなかったのですが、それがやはり国のほうも社会保険関係を確認するあたりを想定してだと思っておりますが、4月1日からは全ての公共工事については施工体制台帳を提出するようになりましたので、その中で社会保険の確認ができるようになりましたので、我々も検査の中で社会保険がもし下請等加入がないのがわかった場合については、次回の公共工事に関しては社会保険が義務化になることになりますのでということで、一応その都度周知という形ではしているところでございます。

以上です。

（金澤）次に、67ページの市民が主役のまちづくり地域懇談会事業ですが、これはもうできて約1年たつと思うのですが、大体初歩的なものというのは、当初のまちづくりの懇談会、こういうものをやりますよとい

うのは参加者もある程度認識してきていると思うのですが、これを継続するに当たっては、今後どういう形で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

（総合政策課長）地域懇談会、こちらのほうはことしで2年目になりました。毎回各公民館をベースに、年2回でやってきております。今年においても2回目とか、もしくは自治会としての問題点だとかということ、を毎回発言をされていて、その中でなかなか先に進まないような状況もちょっとあります。そういう中では、来年からはもう少しテーマを決めて、自治会对市役所の職員ということではなくて、自治会のそれぞれの自治会長さん同士が、よりそれぞれの自治会での問題点を話すであるとか、もしくは各地域の連合会同士の話し合いが持てるだとか、そういったものに発展していけたらどうなのかなというふうになんかちょっと考えております。

以上です。

（金澤）この間、私もちょっと新聞を見ましたら、埼玉県のある市で、自治会に市の職員さんが例えば月1回行って、いろんな市の状況等を説明するようなシステムを組む市もあります。今先ほど課長さんからお話があったのは、あくまでも市に、このまちづくりをやると、市にやっている意見とか要望が多いので、なるだけ自治会の自治会長さん単位で、お互いにその地域のことを話し合うという形で進めていくという形なのですが、具体的には地域によって、例えば住宅地もあれば商業地もあれば農村地もあるのだけれども、検討する項目というのは変える状況にするのですか、それとも一律みんな同じ項目について相談する。

（総合政策課長）各地域、赤見台から吹上、川里、そして常光、笠原、全部私のほう、この2年間の間にほとんど全部のところを出ていたのです。やっぱり地域によって違います、いろいろ問題点が。自治会の連合会、各地域ごとの連合会のやっぱりそれなりに活動力があるというところ、もしくは自治会長さんがとにかく順番で来たから、やらなくてはならないなというようなところで相当な差があります。ですので、この地域懇談会の運営というのは各地域にしっかりとお任せして、その中で、

その地域でやりたいことというのを、市役所のほうがつくっていくというよりは、自治会のほうでしっかり考えていって、やっていきたいと思いますというようなことを提案しております。ですので、各地域によってやり方がまるっきり違うもの、もしくは回数さえも違うところが来年は出てくるかと思えます。

以上です。

(金澤) 次に、70ページの総務管理費の集会所建設等補助事業について聞きます。自治文化課ということで、恐らく政策総務の中では今回予算が初めての形になってくるかなと思うのですが、先ほどの説明ですと、これ雷電会館というお話がございました。これは、私も近くに住んでいますから、あれなのですが、もともと鴻神社前の交差点の拡幅によって、第4分団かな、それと自治会が一緒になって併設されていた建物なのですが、今回宮地地区に4分団は移設しまして、消防のほうと関係あるのですが、この雷電会館については拡幅、いわゆる交差点の拡幅のためはかなり狭くなってしまっていると思うのですが、規模的にはどういうものを会館として建てるのか、内容だけお聞きしたいのですが。

(自治文化課長) 現在消防の詰所と一緒に建っているものが鉄骨2階建ての165平米でございます。委員さんご指摘のように、交差点改良となりまして、土地の面積も大分減ってきますので、今回新築、木造平家建ての66平米を計画しております。

以上です。

(金澤) そうしますと、建物は66平米、これはいわゆる2階建て、1階平家。

(自治文化課長) 平家建てです。

(金澤) そうしますと、自治会の人たちは、ここ建物が狭くなってしまうような感じがするのですけれども、それについてはご意見とか不平とか、そういうのはないですか。

(自治文化課長) 確かに雷電町という自治会につきましては世帯数も非常に多うございます。今度の新築工事につきましては、集会室というか、それも大分狭くなります。もともと消防団の詰所が1階というような形

で、2階が集会室になっていたのですけれども、そのときも全体としてはもちろん入れる規模ではございません。今後につきましても、役員会とか、そういうのに使っていくということを町内会長のほうから聞いております。

以上でございます。

(金澤) 次に、71ページの市民活動センター管理運営事業についてちょっとお聞きしたいのですが、予算が4,114万5,000円、そのうち臨時職員賃料が965万円ですよという形なのですが、前年かな、前回の決算を見ると698万ぐらい、約700万ぐらいという形で、今回臨時職員の賃料が上がっていますが、これはやっぱりこの活動センターの中の活性化というか、いわゆる利用頻度が多くなったので、職員さんの勤務状況も多少ふえるとか、そういう形で賃料がふえるような形になったのですか。

(自治文化課長) 市民活動センターの運営自体、臨時職員の賃金とか、そちらのほうは大幅には変わっておりません。今回変わったものとして、アネックスビルの管理負担金、こちらのほうが実は昨年もあったのですけれども、雨の降り方によってエスカレーター、ここに雨漏りが生じておりました。そこの大規模改修というか、外壁をちょっと雨漏り対策としてやるために、そちらの管理負担金のほうがふえております。

以上でございます。

(金澤) この活動センターというのはアネックスの3階にあるわけです。奥には市街地整備課も入っておりますけれども、利用頻度を見ると、高校生とか何か結局そこで勉強等をなさっているというので非常にいい傾向だなと思っているのですが、この管理云々について、本町コミセンとか、ふれあいセンターはもう当然指定管理になっていますよね。将来的にこの活動センター自体も指定管理の方向に向くべきではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

(総務部長) それでは、ただいま委員の質問につきましては私のほうからちょっと答弁させていただきます。

指定管理、今本町コミセンとふれあいセンターのほう指定管理をさせていただいております。そういう部分では、当然検討の課題の一つという

ことで認識はしております。しかしながら、今現状を見ますと、今市民サービスコーナー、これがございまして、それらの区分けといたしますか、仕切りといたしますか、そういった一部課題もございます。ただし、今委員ご質問のとおり、指定管理に移行できるのではないかとということで、我々のほうも今いろいろ検討しているところでございます。そういったことで、ご質問にありましたとおり、今後その市民活動センターについての指定管理については十分検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

(金澤) では次に、79ページの総務管理費の防犯灯管理事業について、これも自治文化課の担当なのですが、防犯灯の設置事業として1,000万が計上されていますが、その上の光熱費は4,500万ということで、先ほどの説明ですと約1万基がLED化になったというお話なのですが、まず光熱費云々について、電気料の効果はまだ見えていませんか。

(自治文化課長) 電気料につきましては、燃料調整とか、いろいろありまして、一概には言えないのですけれども、26年度に比較いたしまして1,000万単位で減ってきております。27年度の実績としても大分減ってきております。ただ、27年度と8年度につきましてはそんなに変わってはこないのかなと思います。ただし、1万基のうち8,000基につきましてはLED化が27年度で終了します。その関係で、若干また減ってくるのではないのかなと思います。ただ、電気料につきましては、先ほどの燃料調整とかで変動がありますので、そのところははっきりしないというような状況になっております。

以上です。

(金澤) そうしますと、8,000基等がLED化に終わって、今年度で、27年度完了するという形ですが、ではこの防犯灯設置工事の1,000万あります。これは実際、ではどういうものに使うのかを聞きたい。

(自治文化課長) この1,000万につきましては、新規要望が年間100基ほどございます。その対応と、実は残っております2,000基、大型防犯灯、水銀灯及びナトリウム灯、こちらを予算の範囲で進めていくと、LED

化を進めていくということになります。

(委員長) 金澤委員にちょっと伺いますが、まだ相当あります。

(金澤) あと2本ぐらい。

(委員長) では、終わりますね。

(金澤) 次、80ページの友好姉妹都市事業の件なのですが、この間もNHK大河ドラマの「真田丸」云々で、アネックスの活動センターのほうで沼田市と系列したものを催ししておりますが、姉妹都市事業として、我々も防災のほうだと三島市とか沼田市とかと聞いておりますが、実際どういう今動きになっているのか、まずそこだけお聞きしたいのですが。

(自治文化課長) 沼田市におきましては、観光協定というような、観光協会同士が交流をしているということで、昨年度は自治文化課としては訪問しておりません。また、上田市等について、候補で挙がっておるわけですがけれども、実際のところは進んでいない状況であります。

(金澤) 今のご説明ですと、ではこの姉妹都市事業を将来的にどういうふうにやっていこうとしているのか、その辺を、部長さんクラスではないとわからないのかな。お聞きしたいのですが。

(総務部長) ただいまの現実というか、今の現状を申し上げたわけですが、さいますけれども、しかしながらこの友好姉妹都市の事業に関しましては今後も、決して観光協定を結んだから、結ばないということではなくて、今後どういうふうに進んでいくのか、そういう今「真田丸」の関係で沼田、上田、鴻巣、こういったところをどのように展開していくのかという部分もありますので、今回の内容につきましては視察費用ということで計上させていただいております。そういったことで、それら可能性は十分残しつつ、今後もこの事業については取り組んでいくと。要するにやっていかないということではなくて、これも今後進めていきたいということで予算計上しているということでご理解いただきたいというふうに思います。

(金澤) では、最後の質問させてもらいますが、217ページの公債費の件です。ここでは元本が本年度予算38億1,479万7,000円という数字が出ておりますが、実際この償還が終わった時点の鴻巣市全体の公債費の残高

は幾らを見込んでいるのか、数字を教えてくださいと思います。

(公債費の残高ですか。借り入れ残高の声あり)

(金澤) 借り入れ残高でも結構です。

(企画部副部長兼財政課長) 残高につきましては、予算書のほうにございますけれども、これは239ページですか。239ページにありまして、この地方債残高、一般会計のですけれども、前々年度末が、これは平成26年度末ということで503億になっております。27年度末につきましては、まだ執行中なものですから、今回地方債の減額補正なり増額補正させてもらいますけれども、実際に確定するのが、借り入れするのが5月末に最終的な数字になるものですから、現時点では予算に応じて517億4,421万9,000円ということになっております。28年中の償還を含めまして、一番右にあります年度末の残高見込みといたしましては505億という数字で見込んでおります。ただ、この辺の数字は動く可能性がございます。以上です。

(金澤) 前々期かな、大型予算で最高の金額、今回はもう予算的には、数字的には下がってきているという状況の中で、多少返済に対してのタイムラグはあると思うのですが、今後大体残高的には減少傾向になるような方向で持っていこうとしているのか、まずそこだけ確認をさせてください。

(企画部副部長兼財政課長) 現在のここ2年、借り入れのほうも大分落ちております。残高につきましては、去年、おととしで515億という残高がございましたけれども、年々下がっていく傾向にしていきたいと思っておりますけれども、何か事業がありますと、借り入れのほうも大きくなる部分がありますけれども、財政サイドといたしましては減少傾向になるであろうと予測はしております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時58分)



(開議 午後零時 57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の川崎委員の質問で、発行部数だとか、あるいは発行月、それから近隣市町等についての答弁が用意できたそうですので、その答弁を先にやって、それから質疑をしていきたいと思えます。

(秘書室秘書課長) それでは、済みません、先ほどの川崎委員のご質問に対しましてすぐに答弁できなかったもの、確認ができましたので、お答えをさせていただきます。

初めに、広報の発行部数の変遷ということで、ご質問10年ぐらいでというお話だったのですが、今の5年間で調べさせていただきました。平成23年度の実際の発行部数が4万1,500ぐらいで発行しておりました。直近の平成27年度につきましては4万1,800部ということで、300部程度この5年でふえております。ちなみに、その年の4月1日の世帯数が平成23年4月1日は4万6,422、平成27年4月1日の世帯数が4万7,606ということで、世帯数のほうはふえている状況でございます。

続きまして、広報紙の発行日の変遷と申しますか、こちら昭和45年ぐらいから毎月15日発行ということで発行しておりました。その後平成9年の4月1日号から平成15年の4月15日号までということで、こちらの期間が月2回発行、1日と15日に発行しておりました。その後平成15年の5月15日号から月1回、こちら15日の発行に戻っております。これにつきましては、今15日発行するメリットといたしましては、15日に発行して、やはり自治会を通じて配布するということである程度の時間を要するというので、そうしますと掲載記事につきまして、その翌月の1日からのイベントですとか、申し込みとか、きれいになるという利点が考えられております。それと、近隣市の発行日でございますが、確認しましたのが上尾市、桶川市、北本市、行田市、熊谷市、こちらの5市を調べましたところ、こちらは全て1日の発行になっております。

以上でございます。

(委員長) それでは、今答弁がございましたので、ほかに質疑ありますか。

(諏訪) では、まずページ数で申し上げますと66ページから67ページ、企画費です。66ページの一番下の第6次総合振興計画策定事業335万5,000円についてお伺いいたします。

1番の審査会の委員の報酬15人分なのですけれども、この委員というのはもう選出をされているのでしょうか、それとも新たに選出されるのでしょうか。

(総合政策課長) 3月の広報に実は公募をかける予定になっております。ですので、まだ選出のほうはされておられません。

(諏訪) 公募の内容を少し教えていただけますか。

(総合政策課長) これ総合振興計画の審議会条例で定められていまして、公募のほうは5人、あとは見識者で、15人以内というふうなことでなっております。

(諏訪) そうしますと、あとの10名の方というのはもう規定があって、その規定に沿った有識者だとか、そういったことになるのですか。

(総合政策課長) 見識者ということですので、多分野の方から選出する予定で今準備をしているところです。施策が総合振興計画ですので、全てになりますので、広い範囲で見つける予定でおります。

(諏訪) 同じく印刷製本費150万円なのですが、部数は大体どのぐらいの予定ですか。

(総合政策課長) 各議員さんと各課と配る分ですので、カラーと白黒にするというふうなことでまだちょっとはっきり決めていないのですけれども、その辺に配りますと100から200ぐらいは印刷しなくてはならないというふうに考えております。

(諏訪) 印刷以外に何かホームページなどでもアップされるのですよね。

(総合政策課長) はい、ホームページのほうは全て公開をする予定になっております。

(諏訪) 13番の諸委託料です。委託費、委託料ですね、100万円、これはこういった業者さんをお使いになって、何人ぐらいの予定でしょうか。

(総合政策課長) 総合振興計画、原案というのはほぼ今年から4月ぐらいででき上がる予定です。そこから審議会のほうが始まってくるのです

けれども、今度委託料のほうは、はっきりまだ決まっていないうのですけれども、審議会の進行のほうを少なからず業者に委託する必要があるかもしれないということで組んでありまして、はっきりまだ今決まっているものではないです。

（諏訪）10年に1度の総振の見直しになるわけですから、前回はやはり同じように業者さんを使って委託をして行ったわけでしょうか。

（総合政策課長）審議会の進行のほうは、前回は業者委託のほうはしていません。業者委託というか、進行役として、よりこういったものに見識あるところを入れたらどうなのかなということにとりあえず組んであります。

（諏訪）市の最上位計画ということで非常に関心が高いわけなのですけれども、一応4月には原案ができるということで、もうそれは各課からその原案に近いものが出されて、あとはまとめるだけという、そういうことになるわけでしょうか。

（総合政策課長）実はこの総合振興計画のスケジュールであるとか中身、こんな構成ですとかということ、この議会が終わった後、全協のほうでちょっとお話をしようかなというふうに考えています。というのは、前回までは審議会の委員さんに市議会議員さんが入っていたのです。審議のほうにも入っていただいていたのですけれども、前回の審議会の委員さんの中で、議会で議決事項というふうなこともありますので、議員さんを審議会の委員さんから抜いてあるのです。その関係もありまして、実は今回は各議会ごとに今後やられる、12月に上程する予定なのですけれども、そこまでの議会の中に随時全協なりで報告をさせていただきたいなというふうに考えております。

（諏訪）今の最後なのですけれども、この第5次の振興計画の検証も含めて行われると思ってよろしいのでしょうか。

（総合政策課長）第6次も施政方針等でもちょっとお話をさせてもらっていますけれども、行政評価の手法を使ってやっていきます。第6次も当然指標をつくっていきますので、各事業で施策の中に指標をつくっています。というのは、第5次がまだ終わっては、来年1年あるわけですから

けれども、その第5次の指標の状況を勘案しながら、要するに結果を見ながら第6次の指標をつくっていきますので、そういう面ではその第6次に指標をつくること自体がその検証になるというふうに考えております。

（諏訪）同じページ、67ページのただいまおっしゃられた行政評価推進事業にかかわるのかなと思ったのですがけれども、済みません、説明のときには市民アンケートをとられるというふうにご説明いただいたのですがけれども、この市民アンケートの対象者、抽出されて多分アンケートを送られてというふうになるかと思うのですがけれども、対象者というのはどういった方を考えられていらっしゃいますか。

（総合政策課長）18歳以上で、あとは限定をしておりません。不特定多数の方4,000人を電算上で抽出をして毎年やっていますけれども、その方に出す予定です。

（諏訪）その内容はもう決まっていますか。

（総合政策課長）毎年ホームページのほうにも出ていますけれども、まずは第5次の検証ですので、その部分、毎年同じような設問になっています。それが行政評価、この施策の評価の指標のチェックをするデータになっています。それと一緒に第6次の総合振興計画の指標をつくるためのアンケートを今回盛り込む予定になっております。今準備しているところです。

（諏訪）ただいまのところですが、最後に行政評価の業務の委託料という、202万7,000円ございますけれども、これはやはり業者さんに何かを委託する、アンケートの集計なのか、そういったことでしょうか。

（総合政策課長）はい。アンケートの集計だとか、発送の準備だとかというところです。

（諏訪）何名ぐらいの方の業者さんになるのでしょうか。かかわる人数と日にち。

（総合政策課長）人数のほうとかは限定していませんので、この業務を行う日までにまとめてくださいということで、人数はちょっとわかりません。

(諏訪) 市民アンケートを実施する期間は。

(総合政策課長) 例年でいうと4月の中旬から5月の連休明け、連休中に恐らく書いていただけるということもありまして連休明けになっています。

(諏訪) そういたしますと、4,000人の方々の意見、市民アンケートをとられて今まで大体どのぐらいの要するに返信があったのでしょうか。このアンケートに限らずなのですけれども。いつも何かとられる大体4,000人ぐらいの抽出の人数だったと思うのですけれども、大体の返信率というのでしょうか。

(総合政策課長) 大体50%ぐらいです。

(諏訪) 先ほども申し上げましたけれども、とても大事な市の計画、やっぱり市民の声がより生かされるような計画になってほしいなという思いがあります。

(委員長) 以上ですか。

(諏訪) いえ、まだございます。次のページ、68ページです。公共施設等のマネジメント事業につきまして、こちらのほうも業務の委託料、どういったことを、内容ですね、委託されるのかということ。

(総合政策課長) 公共施設の管理計画というのは、国のほうがこんな項目を入れなさいということがある程度決められております。それで、その中身の中には大体10年以上の長期のものということ、それと箱物、建物に限らず道路であるとか、下水であるとか、そういったものもその対象に入れると。それと、そういったものを今度更新をするだとか、廃止をするだとか、そういったものを含めて計画を立てていきなさいよということになっています。ですので、将来の見通し、それとそれに伴う費用であるとか、それを長期的に見て計画を立てなさいよということになっています。ただ、個別の例えばこの建物をどうしますよとか、そういったことではなくて、ある程度分類をして、それをどういう方向で今後見直していくのかというふうなことで、これはまるっきり個別計画ではないです。

(諏訪) 個別なものかと思っていたのですけれども、そうではないとい

うことですね。そうすると、かなり専門的な知識のある事業者に委託をしないと難しいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(総合政策課長) 実は市のほうの情報というのは、そのほかに公有財産のシステムであるとか、今回の公会計である固定資産台帳だとかということにその財産についてはある程度データがとれているのです。それを今後何年で修繕を加えて、何年後に例えば建物を建てかえるのだとか、その辺の計数をどのようにセットしていくのかによって予算が変わってくると思うのです。あと、人口減少と言われている中で、では人口減少したときに施設をどうしていくのか、そういうことを勘案して方向性を出すというふうに考えていただければいいと思います。

(諏訪) 79ページの18目の防犯対策費、一番下の空き家等の適正管理事業についてです。条例の廃止で今度は法律で行っていくということなのですけれども、その中の次のページになります。除草委託料あります。本来私有財産である空き家の市がかわって行うというケースは、こういったケースでしょうか。

(自治文化課長) まず、これですけれども、空き家の所有者が特定できなかったり、そういう場合に近所からの苦情、それに対応するための緊急措置として、応急措置としてこの費用を盛っております。

(諏訪) 現在空き家で所有者が特定できない件は何件ぐらいありますか。

(自治文化課長) 現在うちのほうで持っている200件につきましては、所有者は特定はできております。

以上でございます。

(諏訪) そういたしますと、現在は全て特定できているので、この予算は執行する可能性はないかもしれないけれども、今後28年度で特定できない空き家が出てくる可能性があるということで計上されたのでしょうか。

(自治文化課長) 先ほど申し上げました全部特定はできておるのですが、連絡してもつながらないお宅というの、郵便出しても戻ってきなかったりというのも実際ございますので、所有者としては特定はしているのですけれども、所在がわからない方もいらっしゃいます。そういうと

きには、この委託料を使いまして緊急の応急措置はやりたいと思っております。

(諏訪) 87ページの4の選挙費のところですか。これは代表者会議の冒頭で総務部のほうからご説明があったと思いますけれども、そこが投票所が市内の投票所の2カ所を閉鎖していく方向だというお話を伺っています。本来選挙というのはやはり投票権を大事にするという観点から、投票所が非常に人数的に利用するケースが少なくてもやはり必要だと思われるところは設置すべきだと思っているのですけれども、この予算の中でその2カ所を廃止した予算になっているのでしょうか。

(総務課長) 平成28年の当初予算につきまして、閉鎖をしない従来の予算計上しております。というのは、実際投票区の区割りにつきましては選挙管理委員会の決定と、それに基づく投票区の告示をもって効力を発生します。なので、選挙管理委員会、4月以降開催ということですので、それに合わせて執行をしていこうと考えております。また、準備行為といたしまして、先ほど委員さんおっしゃっていた議員さんのほうに事前にご報告なり情報提供という形でご報告をさせていただきました。以上です。

(諏訪) そうしますと、当初予算には組み込まれていないということなのですが、この7月の夏の参議院の選挙においては投票所が廃止になる可能性があるということでしょうか。

(総務部長) 先日代表者会議の中で、現在ある35カ所の投票所、そのうち寺谷の農村センター、また上郷地第2集会所、この2カ所、やはり人数的に非常に少ないものですから、それを廃止し、他の投票所のほうに変更していこうという考え方を説明させていただきました。まさしく今課長のほうからも話がありましたけれども、これから手続をとりまして、今回今後の今直近で一番予定されております夏の参議院選挙ではそれら統廃合した中で実施をしていきたいという考え方で現在選挙管理委員会のほうでは話を進めております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、要するに投票を推進していく事業からは大きく

外れるかなというふうに思うのです。やはりその地域の方々の意見を聞くような場所がないといけないかなと思うのですが、その辺のお考えは。事前にその地域の方々にお話をして、いかがでしょうかということをする必要があるかと思いますが、そのお考えは。

（総務部長）その実際に投票される方たちの意見ということでございますけれども、今回の投票所の見直しにつきましては国等の経費削減という部分の話もありますし、その人数が極端に少ないところについては効率的な執行、当然その費用というものがかかってまいりますので、その辺、あとそれにかわるものとしては期日前の充実、そういったことでカバーをしていきたい、また皆さん方、住民の意見という話がございませぬけれども、今回のこの投票に関してはやはり選挙管理委員会の所掌事務ということになっておりますので、その中で十分ご議論いただいた中でも特に不利益になるというようなことはなく、やはり昔決めた、要するに多少距離は延びたりするのですけれども、交通手段といいますか、いろいろ状況は変わってきておりますので、その辺で極端に影響は出ないものというふうに想定をしております、そんなことで改めてそこにお住まいの方々のご意見は聞く予定はございませぬが、あらかじめ自治会長さんなり、そういった関係する方々には事前にお話をさせていただきたい、そのように考えております。

（諏訪）交通手段等で特別問題がないと思われるということなのですが、やはり高齢の方は足がないですから、なかなか例えば寺谷の地域の農村センターに行っていた方々で赤見台の第一小までというところ少し足が遠のくかなと、投票率が下がるのではないかなという思いもありますし、また18歳以上に年齢が引き下げられたことによって、18歳ですとまだ車の免許持たない人も多いと思うのです。そういった中で、投票率を上げようという中では逆行しているように思われるのですけれども、その辺はいかがでしょう。

（総務部長）投票率に影響するのではないかとというご質問でございませぬけれども、確かに寺谷の農村センター、前回の選挙を見ますと期日前の投票が17%、上郷地の第2集会所のほうにつきましては約半数、45%ぐ

ら이었다かと記憶しておりますが、かなり期日前というものが充実してまいりました。そんな中で、確かに遠い云々あるのですけれども、当然選挙始まりますと市役所のほうでは期日前投票所開設になりますし、そういった部分では特段やはり投票、例えば障がいをお持ちだとか、そういった方ですとちゃんと郵送での投票というのもありますし、やはりその辺の影響は最小限に、影響といたしますか、むしろ投票率、効率的な執行という部分で今我々考えておりますので、そこで特に問題はないのではないかというふうな議論では今おります。

（諏訪）ただいまのところで最後の質問をいたします。

そうしますと、2つの投票所を閉鎖したときの費用どのぐらいになりますでしょうか。概算で結構です。

（総務課長）2つの投票所にかかっている経費が今48万9,000円程度かかっておりますので、その分が一応削減ということになります。

以上です。

（諏訪）2カ所合計で48万9,000円でしょうか。

（総務課長）はい、そのとおりです。

（諏訪）非常に少ない額かなと思いました。

次に移ります。済みません、80ページです。済みません、戻ります。戻らせていただきます。80ページです。総務管理費の諸費のところのそのページの一番下、自衛官募集事業なのですけれども、こちらのほうは先ほど視察に行かれるというふうにご説明があったかと思うのですが、どちらに視察に行かれる予定でしょうか。

（自治文化課長）こちらの視察につきましては、自衛隊父兄会の施設研修になります。現在鴻巣市では、鴻巣市と吹上町という形でまだ2つが一緒になっておりませんので、その視察になります。視察先につきましては、まだ来年度については決まっておりません。

以上でございます。

（諏訪）過去に視察をされていらっしゃるようでしたら、その行き先を教えてくださいませんか。

（自治文化課長）ちょっと済みません。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 2 6 分)

(開議 午後 1 時 2 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの諏訪委員の答弁はいま少し時間かかるので、ほかに質問があれば先やっていたきたいと思います。

(諏訪) では、最後の質問をさせていただきます。

227ページです。公債費に関してですが、先ほど金澤委員もご質問されていましたが、この公債費のいわゆる借入金の内訳がちょっと知りたいのですが。たくさんあるのかもしれないのですが。済みません。

(何ページの声あり)

(諏訪) 17ページです。

(委員長) 何ページ。

(諏訪) 217ページの12の公債費。

(委員長) 217ね。

(諏訪) はい。この公債費の内訳。内訳といいますか、たくさんあるのだと思うのですけれども。済みません。

(企画部副部長兼財政課長) ちょっと内訳ですけれども、地方債にもいろいろ種類あるのですけれども、主立った市債ということになります。何百本とあるのですけれども、大きく分けて臨時財政対策債と、あとご承知のように合併特例債の関係ございます。あとは、ちょっと区分がいろいろな種類あるものですから、その他の地方債ということになっておりますけれども、臨時財政対策債は残高部分を見ますと全体の38%ぐらいを占めております。合併特例債につきましては、これ26年度決算ですけれども、50%弱を合併特例債が占めていると。そうしますと、2つで88%前後になりますけれども、そのほかの残りの12%ぐらいはいろいろな公共事業等債とか学校施設整備事業債とかあるのですけれども、そちらのほうの区分になりますけれども。

以上ですけれども。

(諏訪) そうしましたら、合併特例債、こちらのほうだけその内訳はありますか。事業費の内訳。何本も分かれていると思うのです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 2 分)



(開議 午後 1 時 3 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) 残高が先ほど少しずつは減っていると、減っていくのだとご説明がありましたが、239ページの、先ほどもご説明ありましたけれども、いわゆる借金の総額、これが500億超えています。こちらは当初予算の本当に歳入以上の、年間の予算以上の借金があるということなのですからけれども、これに関して、この大きないわゆる借入金の残に関して返済の見込みというのでしょうか、どのぐらいなのでしょう。といいますのは、いわゆる基金が非常に、昨日のご説明でも歳入のところで基金がたくさん項目がふえて、通帳を1つにしたために利息が1億以上運用できているというお話がありましたが、この借金の返済をしていく上で利息をちょっと私ざっと見たら、5億ぐらいかかりますよね、毎年。もっとかかるのですか。済みません。その基金の運用益、利息が1億でよくやったという、そういう意見も昨日はありましたけれども、そうではなくて借金返済のための利息も非常な額だということと、借金を返済していくための道筋、大体いつぐらいをしていくのかということをお伺いしたいと思います。

(企画部副部長兼財政課長) 残高のほうにつきましては、先ほどちょっと午前中ですか、委員さんのほうからご質問がありまして、ここ、ことし、27ないしは28がピークかなと思っております。その後は減少傾向にあるかなとは思っております。何回か答弁させていただいておりますけれども、30年から34年度、今の推計ですけれども、50億を超えるということですが、それはもう財政計画の中でその辺を見込んでおりますので、返さないわけにはいかないものですから、これはもうきちんと計画を立てて返済はしていくと。ただ、基金の利息ですか、運用益です

か、ことしが1億2,000万、去年が1億8,000万とかありましたけれども、その辺の運用益は特に自主財源とはなりませんけれども、なかなかその辺はうまく運用益が出るとは限らないものですから、その辺は当てには正直言っていない部分もございます。あくまでも予算の中できちんと計画を立てて返済していくということを考えております。今示したように合併特例債なり臨時財政対策債を借りてはおりますけれども、交付税のほうで28年度は55億ですか、見ているのですけれども、これはもう特例債なり臨時財政対策債を借りていることによって交付税が50億以上を維持できているということになります。これをもし借りていなければ、借金ですから、しなければいいことなのですけれども、その辺も合併の特権ではないですけれども、交付税に算入されるという利点がございますので、その辺もうまく活用しながら今後財政計画のほうは考えていきたいとは思っておりますけれども。

以上です。

(諏訪) 利息の返済だけでもかなりの額ですね。当初予算を見ましても、これは幾らになるのだろう。53億ですね。ですよ。

(何ページの声あり)

(諏訪) 217ページです。

(5億じゃねえのの声あり)

(諏訪) 5億。済みません、5億です。この利息を考えただけでも5億の利息を返済していくということがいわゆる普通の人の感覚、市民感覚では借金返済をしながら利息を返していく、そしてだけれども片や基金という名の貯金もしていくというところがちょっと市民感情としては理解しにくいかなと思います。いかがでしょうか。

(企画部副部長兼財政課長) 利息につきましては、借り入れる際、国の機関ないしは市内の銀行等でできるだけ低利な借り入れができるようにはしておるのですけれども、実際その借り入れ利子が5億3,500万という数字が、これは確かに大きい数字ではあると思います。これも先ほどちょっと申し上げましたように、元金と利子の償還につきましては合併特例債、それから臨時財政対策債、利子も含めて全て70%ないしは100%算

入されているということで、その辺はこちらのほうも考えて返済のほうは進めております。

以上です。

（諏訪）最後に、返済計画、大体どのように考えていらっしゃいますか。

（企画部副部長兼財政課長）返済計画ですけれども、今残高が五百何億等ありますけれども、その辺の数字はある程度推計としてはつかんでおります。今後の予算編成の中でその辺は、当然公債費ですので、必ずこれはもう義務的経費、かかるものですから、削減するということはできませんので、その辺はもうあくまでも財源については確保しながら、他の事業なりを調整しながら進めていくしかないかなとは思っておりますけれども。

以上です。

（諏訪）おおよその計画、大体何年ぐらいをめどにというような計画はございますか。

（企画部副部長兼財政課長）計画ですと、長期の計画とか短期の計画等ございますけれども、実際3年間の実施計画等ございますけれども、その辺も含めて当然、例えば平成30年までは50億からの公債費の支出が見込まれるものですから、その辺は担当としては実施計画なり、またその推計等で予測ないしは計画を考えてはおりますけれども。

以上ですけれども。

（諏訪）以上です。

（委員長）それでは、先ほど諏訪委員の質問に対して答弁の用意ができたそうですので、答弁を求めます。

（自治文化課長）それでは、諏訪委員さんの質問の視察先について調べましたので、申し上げます。

平成24年、鴻巣の父兄会のほうが陸上自衛隊木更津駐屯地、吹上がやはり陸上自衛隊勝田駐屯地。平成25年、これは合同で行っております。陸上自衛隊習志野駐屯地。26年がやはり合同で行っております。群馬県の陸上自衛隊新町駐屯地。27年におきましては、鴻巣の父兄会のほうが世田谷の海上自衛隊東京音楽隊、吹上につきましては視察を行っております。

せん。

以上でございます。

(諏訪) 済みません、何名ぐらいそれは行かれていますのでしょうか。では、結構です。終わってからで。済みません。

(矢部) 65ページの本庁舎の改修事業で6億1,900万から予算ありますけれども、このほかにこれ附帯工事とか何かというのかかる可能性というか、そういうあれというのはあるのか、ないのか、ちょっとそれだけ。

(企画部副部長兼財政課長) 本庁舎改修事業ということで今回6億4,373万4,000円ということで、附帯工事、現在はその工事、昨年ですか、契約をしまして、その契約どおり進めばということなのですけれども、そのほかの附帯工事は特に本庁舎改修以外は今のところは考えておりませんけれども。

(矢部) 建物の周り、水回りとか何かとか、そういうあれというの追加で、だから附帯工事というか、そういうあれというのはいらないのですかというの。この後また追加工事であれが出た、これが出たと必ず出てくるようなのが多いので、それであつたら今のところは見込んでいないと今言われたと思ったのだけれども、でもそういうあれというのは見込みみたいなのがあるのかどうなのかちょっと。

(企画部副部長兼財政課長) 設計して入札してこの工事契約を結んでおるのですけれども、実際問題現場に入ってみないとわからない部分があると思うのです。あと、今考えられるのが、前回の新館のときもありましたけれども、物価スライドというか、人件費のというものもあります。その辺も含めて幾らかは、工事費の何%というのはあると思います。その部分は多少込めて計上はさせていただいておりますけれども。

(矢部) 今一生懸命やっているわけでございますけれども、今年いっぱい大体改修工事が終わるわけですけれども、それに対して今の進捗率というか、そういう今あれは階段あたりの補強をやっていると何か、ちょっとそのほうがわかったら。予算には関係ないと思うけれども、でも。パーセントぐらいのあれでいいです。

(企画部副部長兼財政課長) この間ちょっと副市長のほうから行政報告

させていただきまして、現在の進捗率が7.5%の進捗だと思います。予定としては年末年始かけて引っ越しということなので、工期内にはおさまるといふ状況であります。

(矢部) 次に、70ページ。自治会運営は……

(何事か声あり)

(矢部) ああ、そうだね。69から70だね。自治会活動支援事業でもって、この自治会運営交付金の2,300ですか、これというのは自治会長さんに入るあれなどで。それで、これ問題というか、各自治会で問題というか、そういうあれを個人的にもらっていいものなのかな、それとも自治会のほうに入れてあれというか、各ばらばらのこういうあれだというのだけれども、これ市のほうとすればどんなような指導というか、本当ならば自治会のほうに入れてそれを自治会のほうで運営するというか、そういうあれにしたほうがいいのか、ちょっとそれを聞きたいのですけれども。

(自治文化課長) 自治会交付金につきましては、報償金という形のものとして自治会の運営の交付金というものにちょっと2つ分かれております。自治会運営交付金につきましては、自治会に入れることとなります。報償金、これは行政推進報償金としてですので、広報の配付とかさまざまなものをご協力いただいておりますので、これにつきましてはその自治会によって違っております。自治会に入れるところもあれば、個人の口座というのもございます。

以上でございます。

(矢部) あと、181ページの消火栓の……

(181ページの声あり)

(矢部) うん、そうそう。消防水利の施設の管理事業でもって消火栓、これというのは、これ設置するのに800万かかるのですけれども、この基準というか、これ何百件にこういうあれにはこれだけのあれをしますではない、消火栓つけるというか、それにあと開発して新しく50棟とかできた場合に、その場合にまた火災とか何か起きたときに消火栓がどこにあると、それが足らなくて問題ではないけれども、そういうあれというのが発生するのかなと私思うのだけれども、そういう開発の終わったと

きのあれというのはどのようなあれでもってここへはつけなさいよとか、そういうあれというのはあるのですか。

(企画部副部長兼危機管理課長) こちらの予算化しているものにつきましては、ほとんどが修繕のもの、水利なのですけれども、新規につきましては開発時に消防と協議をしていただいてつけるものなのですけれども、消火栓につきましては入っている水道の口管によって消火栓つけられないところもありますので、防火水槽だったり、消火栓というのはその地域の開発の時点で消防との協議をしていただいて、こちらでつけるかつけないかというのを判断することになっております。

(矢部) それには管が細いからつけられない、それには早く言えば本線ではないけれども、本管をかえなくてはいけないというか、そういうあれというのは、だけれども消防法ではないけれども、そういうあれ、では何百件に何件という、そういうあれというのがあるのでしょうか。消火栓をつけなさいよという。だから、そのあれでもってふえた場合にはどんなような市のほうとすればあれしていくのか。管理というか。だんだんたまたまこうやってふえていってしまっただけで、普通だったら200件に1個消火栓をつけなくてはいけないという、それにふえていってしまった場合にはまた追加していかなくてはいけないというか、そういうあれというのがあるのかどうか。

(企画部副部長兼危機管理課長) 消火栓をふやすということではなくて、何メートル以内にこの区域で幾つというのを消防法で消防署も確認した上でやっているのですけれども、つけていく、口径が足りないとか、水道管に直接つけられない消火栓等につきましては、大きな建物ですと防火水槽の設置義務がありますけれども、そのほかにつきましてはこの地域で消火栓がつけられないところについては、火災等起きた場合には例えば消防署でこの地域は消火栓が少ないのでというのでタンクの出動で、水ですか、それ等で補充するというような形をとっております。

(矢部) それと、182の自主防災のほうで、今補助金が300万こっちになっている。今97団体に出しているという説明があったのですけれども、この中でもって全部一挙に自主防災でも補助金は出していない組織もあ

と思うのですけれども、それについてのパーセントというか、全部で何団体やって、補助金が出ていないのが何団体ぐらいあるのかちょっと。

(企画部副部長兼危機管理課長) 今現在交付申請しているところもあるので、交付団体につきましては、27年の4月1日現在なので、交付団体は活動費の3万円については59団体、資機材の補助については1団体の、ですから約半数以上が申請をしているという形になっております。

(矢部) この300万の中に、そうするということと新規になった備品の15万だけ、それも入っているのですか、これは。

(企画部副部長兼危機管理課長) 新規の団体は大体5団体、対象団体というのが今まで申請していない団体も含めまして14団体ございまして、新規が5で、19団体を補助するような想定で組んでおります。

(矢部) 最後になりますけれども、219かな、219の給料の明細のほうで、この議員の報酬の中で共済金というのがこれ去年より減ってきているのですが、これは減っているのはあれなのですけれども、これは我々はもう共済のほうのあれというのはなくなって、今までの議員さんがもらっているやつのもって払っているあれだと思うのですが、それでいいのでしょうか。

(職員課長) 昨年は市議会選挙がありまして、そのときに次の選挙を立候補されない方で退職される方がいるということで予算を計上したと聞いております。

(矢部) それで、この共済金というのは、あとはことしの見込みが4,700万見込んでいますよね。4,700万ですよね。これは、だから今現在共済金ではないけれども、もらっている人に早く言えば補助でもって出しているあれですよね。と違うの、この共済金というのは。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時54分)



(開議 午後1時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 来年度の4,700万ほどの予算ですけれども、これは既に年金等受給している方に対しての予算措置ということです。

(矢部) 何名ぐらいいる、今。いや、我々もらえなくなってしまったから聞きたいのだ。

(委員長) 答えられないでしょう。

(ちょっと休憩をの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時55分)



(開議 午後1時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 後ほど調べてお答えいたします。

(坂本) それでは、61ページ、市長への手紙メール事業ということで4万7,000円ですか、金額は少ないのですけれども、こういうことは行政の運営に対して市民からの意見が大分直接聞こえてくるということで大事な事業だと思います。今まで、さっきの答弁だと百何件……

(254の声あり)

(坂本) 254だっけ。それ出ているということですからけれども、主なその内容というか、どういうことが来ているのか、わかれば幾つかでも教えていただきたい。

(秘書室秘書課長) 平成26年度の主な手紙、メールの内容ということで、分野別にちょっとまとめてありますが、一番多いのが保健、福祉、医療関係、これが69通、27%、その次が環境整備49通、19%、その次が教育、文化35通、14%、このような順位になっております。

以上です。

(坂本) 全て解決するわけではないと思うのですけれども、それらについて市民のほうでこれやってもらってよかったという、そういう反応というか、それはどう捉えていますか。

(秘書室秘書課長) まず、市長へのメール、手紙のルールにつきまして、一度質問をいただいて回答をいたします。同じ質問でまた再質問という

のは、基本的にはご遠慮していただいております。やはりいただいた意見につきましては当然所管部署等できちんと整理をしまして、改善すべきところは改善する、逆にご理解いただくべきところをご理解いただくということでお返しはしております。なので、受け取った方がどのような反応かというのはいろいろ、さまざまなご意見があると思いますが、真摯な対応には努めさせていただいております。

以上です。

（坂本） それでは、その次の「広報こうのすかがやき」発行事業についてですが、私のところへ市民のほうから一番、これは文芸欄のところなのですけれども、短歌とか俳句、この部分について同じ人が何回も載っているのではないかと、多い人だと12回発行のうちの5回とか、短歌、俳句両方だと7回とか、そういう人もいます、そういう苦情が来たのです。私もこれちょっと直接聞いていろんなところに始めたのですけれども、その人のためにではない、私はそれをちょっと前置きさせてもらいたいのですけれども、やはり「広報こうのすかがやき」は市民の意見をいろいろ聞いていくようなところもあるし、いろんなお知らせをしていくという、そういう部門でございますので、できればそういう市民からの投稿される部分については平らに扱ったほうがいいのかな、今までもそういうふうに行っているとは思いますが、一部から見るとそういうふうに見える。やはりそれはもっと公明にしたほうがいいと思うのですけれども、それらについてどういうことを考えているか。

（秘書室秘書課長） それでは、過去の経緯から少し述べさせていただきますと、今現在秘書課のほうで所管をして掲載等を行っているのですが、以前は生涯学習課のほうで所管をしておりました、短歌、俳句、川柳等を掲載しておりました。このときから既に、今現在もそうなのですが、選者の方に一応選んでいただいて、その結果として掲載をさせていただいております。その後生涯学習課から現在というか、その当時の広聴広報課のほうに掲載の所管が移管されまして、その後平成23年に文芸欄を含めた広報の後半の部分、後ろ2ページぐらいなのですけれども、そこにほかにも図書館ガイドですとか、高齢者福祉センターだよりですと

か、あと青少年の健全育成とか、そういった記事がかなりのボリュームで掲載されていたのですが、やはりその部分を少し整理して見直そうということで平成23年に行っております。このときに、文芸欄につきましては他市の状況等を調べまして、他市ではかなり廃止にしているところがもうその当時から多かったのですが、そのときに紙面の削減、ページ数の削減とかというのもありました関係で川柳を廃止させていただいて、短歌、俳句については現在の掲載件数、5首ずつに削減をして現在に至っているという状況でございます。今後の対応でございますけれども、一応文芸ということでもありますので、やはり生涯学習課とこちら秘書課のほうも連携をとりまして、ホームページ等の活用等も含めまして検討をしていきたいと考えております。

以上でございます

(坂本) では、次行きます。

61ページです。この行政情報番組放送事業というのですか、先ほどの説明だとこれフラワーラジオのことだということでしたけれども、フラワーラジオは市内でどの程度の範囲まで聞こえているのかということをお伺いしたいのですけれども。

(秘書室秘書課長) フラワー放送、市内基本的にはほぼ全域で視聴できるということで考えております。

(坂本) 私は川里に住んでいるのですけれども、川里のほうは何か聞こえないのだとよく聞くのです。本当にそこまでこういうふうに確認できているのかどうか。

(秘書室秘書課長) フラワーコミュニティ放送、概要ということで10年の4月に開局をされていて、これがたしかいろいろな法的な関係がありまして、出力が10ワットということで規定がされているということになっております。それで、視聴放送区域ですけれども、確かに、今済みません、鴻巣ほぼ全域という話をしたのですが、やはり地勢的なものもありますので。ただ、逆に北本市とか吉見のほうでやはり一部聞こえていたりとかというところの情報をつかんでおりまして、結果的には出力の制限がされているということで、なかなか全て全域にというところがち

よっと難しい部分もあるのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

(坂本) この部分はちょっと意見として私が思っていることで、私も農家なので、花屋さんなんか結構ラジオ聞いたり、やっているわけです。パートさんもいっぱい入ってきているのです。そういう中で、そういうものが聞けていれば常に鴻巣の情報が入ってくるのです。そういう面でもうちょっとしっかり放送できればもっといろんな鴻巣のことがみんなにわかってくるのかなと思うので、もうちょっと努力していただければと思います。

では、次に行きます。65ページ、本庁舎改修事業でございますけれども、今年度いっぱい、大体12月ぐらいで終わって、1月には引っ越しする予定だということでございますが、もう既に企画のほうではどの部署にどういう課が入るとか、その辺のことはもう大体のことはできているのかなと思いますが、そちらの進捗状況はどうでしょうか。

(ちょっとの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時05分)



(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総合政策課長) 新館のほうはほぼ今までどおりですので、ほかのところに出ているところが今度入ります。1階関係が今川里に出ている産業の関係だとか、観光の関係だとかです。2階が建設部関係、都市整備部関係です。3階が教育委員会です。4階が今までと同じように監査だとか、そんな感じですか。5階が議会です。今のところそんな予定で、引っ越しが本当にできるのかというのを、特に建設部関係は荷物が入るのかというのを毎週会議を開いて確認をしているところです。

(坂本) 今1階環境、2階建設、3階教育、4階は監査委員、また会議室という、議場が5階ということでしたが、これで全部第二庁舎にいたのとか、吹上のほうとか出ているところも全部入れるのかどう

かということはどうでしょうか。

（総合政策課長）今のところ、新館と今改修している本庁に全て入るといふ予定で、荷物の調整を今しているところです。

（坂本）次、65ページの庁用バス運行管理事業とあります。700万。これについて、今日前にも説明があったのですけれども、これ各課のほうのかかわる団体が事前に今年度の計画はこうですよというふうな形で予約入れておいて、その積み上げがこの事業だということによろしいのでしょうか。

（企画部副部長兼財政課長）そうです。前年度というか、予算編成する上で来年度の事業計画を各担当のほうに流しまして、その集計で予算のほうを見込んでおります。

（坂本）企画のほうから来年度どうですかと言われても、その課からかかわる団体のほうに流れない場合は、その各種団体が、では我々もこのバスが使えるのだということがわからないところもあると思うのです。その辺については、しっかりPRしているのでしょうか。

（企画部副部長兼財政課長）毎年今までの利用回数等を見ますと60回とか67回とか各課のほうから申請があって執行しているわけなのですが、これ各課のほうも来年度の予算をする上でその辺の外郭団体とか、あと自分のところの計画ですか、中では把握はしていると思ってこちらのほうも予算計上をさせてもらっております。少しは当該年度に入って変更等もあると思いますけれども、その辺も含めて予算計上をこちらのほうでは見込んでおります。

以上です。

（坂本）そのバスが利用できる団体の範囲というのは、どの程度の範囲までですか。

（企画部副部長兼財政課長）基本的には当然課の申請がございます。課からの申請を受けて私どものほうでは契約先のほうに連絡をしてその日程を組むのですけれども、課のほうでの対応になってしまうものですから、細かくはちょっと私のほうでも把握はしておりませんが、ただ予算編成する上で、去年は使ったけれども、今回はどうなのかという

その辺の話はさせてもらっていますし、無理やり切ったりとか、その辺の調整はしていませんけれども、あくまでも課同士の調整しての計上しております。

(坂本) 多分市がかかわるといって財政支援団体、いろんな団体が補助金もらいながら市のほうにいろいろかかわっていると、そういう団体なら多分使えるのだと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

(企画部副部長兼財政課長) これあくまでもこの団体はだめとか、いいとかというのはちょっと財政のほうでは把握し切れないものです。あくまでも課の考えというか、その辺の理由の中で申請しているものですから、課の判断に一部は委ねている部分もございます。

以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 0 分)

————— ◇ —————

(開議 午後 2 時 1 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部長) もう一度申し上げます。

もともと庁用バス、私本会議場でもお答えいたしましたけれども、もともとは各課が予算を持っておりました。課の事業として外郭団体とよく視察に行ったりとか、そういった形で各課が予算持っていたのですけれども、要するに行政の効率化という意味で一括で予算を持って年間で1バス事業者と契約したほうがコスト的にコストダウンすると、そういう狙いが1つありました。ですので、今もともと各課で持っていた課の事業でどちらかへ県外に視察行くとか、県内でも遠いところへ視察行くといった場合にこの庁用バスを使っていると。ですので、所管している例えば外郭団体が親睦でどこかへ遊びに行こうとか、どこか行こうよといったときに使えるかということ、これは基本的には使えないこととなります。ただ、それが課の中で行政的にこういった先進地を視察して何かをやっつけようよということで行く場合には、この庁用バスが使える可能

性も出てまいる。ですので、あくまでも基本は市の事業の中で運用していくと、そういうふうにご理解いただければと思います。

以上です。

（坂本）いろいろな団体があると思うのです。だから、そういう団体が研修、視察だという形の内容であれば問題はないという判断でいいと思うのですけれども、できるだけ、これ予算かかることだけれども、バス1台ではないのだよね。これは、バス会社のほうに同じに何台だって調達できるわけなのです。だから、1年間のうちどのくらいこの需要があるかわからないけれども、やはりそういうもので利用できて、皆が市民の勉強になるのであれば出たほうがいいと思うので、できればかかわっている団体のほうにそういう声がけをしていただいて、使えるところは使っていただくという方向に持って行っていただければと思うのですが、どうでしょうか。

（企画部長）やはりラインを引くのは非常に難しいところの事業なのです。やはり余りその範囲を広げてしまいますと、果たしてその事業は適正なのかという話にもなってしまう。一方で、補助金を出して事業のほうをサポート、支援していくというケースもございますので、このバスに限りましては先ほど申しましたように市が基本的には主体となって事業を運営する中で、関連する団体と一緒に視察等で活用させていただくというのが基本かなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

（坂本）次行きます。

68ページです。婚活支援事業なのですけれども、うちの会派にも結構これに熱心な人間おまして、私もそれにつられて今回これ質問しようということで今用意してきましたが、私たちから見れば年に1回例えば今までの婚活事業という、そういう支援事業でやってきた、そういう形のままではなかなかこれ今まで、この間市長から投げていたけれども、1組ようやく結婚したという話があったのだけれども、それではちょっと物足りないのではないのかなと。やっぱり市の取り組みとしては年間を通してやっていくと、いつでもそういうふうなことを応援できるのだと

いう体制をとっていくのだという方向は何とか考えられませんか。

（総合政策課長）現在の予算ですと、それはなかなかできないと思います。ただ、今国のほうに補助金のほうを手挙げていて、恐らくいい結果来るのではないかなと思います。そのときに回数、あとやり方、あとは本当に年齢ごとに分けていくのだとか、あとは本当に相性がいい組み合わせみたいのをどういうふうにとれるのだとか、そんなことを今ちょっと検討しておりますので、6月補正がもしあれでしたら、そのときにまた詳しいことはお話をさせていただきたいと思います。

（坂本）私は、いろいろ会派の中で話の中でも、できれば窓口ではないけれども、そういう担当部署をつくってもいいのではないかということを行ったことあるのですけれども、やっぱりそのくらい熱心にやっついていかないとこれは成功しない。やはりさっきも出ていたけれども、日本は結婚して初めて子どもが生まれるのが常識的なので、ぜひ結婚が数多くできるような、そういうことをやっぱり応援していくって大事なことだと思うのです。だから、それをしっかりその辺も含めて考えていただければと思うのですが、どうでしょうか。

（総合政策課長）ただ、これは民間でも相当なお金をかけてやっているところがあって、民営の圧迫ということもあるので、その辺をすみ分けをどうやっていくのかということも実はあると思います。その辺ちょっとバランスをとりながら。ただ、市がやっていくというのは相当な信用がありますし、その辺もすみ分けをうまく使いながらやっていく方法を考えていきたいと思います。

（坂本）それでは、70ページ、下のほうに映画館管理運営事業とありますが、この中の映画館システム入れかえ業務委託料というのがあるので。このシステム入れかえというのはどういうことを言っているのかということですが。

（自治文化課長）映画館が今T・ジョイのほうへ全て委託しているのですけれども、その中で使っているパソコン、この辺が開設当初市のほうで用意したものでございます。それがウィンドウズXPで起動しております。開設当時T・ジョイのシステム自体がXPであったため、それを

今度ウィンドウズ7のほうに、ちょっと今でもあれなのですけれども、システム自体がウィンドウズ7で開発されておりますので、その機種に変更するものでございます。

(坂本) この金額が558万4,000円ですか、これで全て入れかえができるということでしょうか。

(自治文化課長) 受付業務とか、予約とか、あと映像、予告とかの看板、そういうのも全てそれで直るということになります。

(坂本) 私、ちょっと話がずれてしまうかもしれないけれども、この間御参行列の映写会というか、2回やった。1日に2回。私見に行っただけです。そしたら、議員は私きりいなかった、そのときは。60人ぐらい多分見たのだと思うのです。その次、後半で何か金澤議員が見たと言っただけけれども、そのときも余りいなかったと。あれ市がやってこれだけのことをこういうふうに皆さんに見せるのだよという、そういう事業であれば、やっぱりもっと宣伝するとか、何回もやって多くの人に見てもらおうとか、そういうの必要だと思うのです。前回のあれはJ Cだったかな、そういう市民映画みたいなつくって、あれを見たときに、我々見に行ったときに、もう受け付け終わりましたよと帰されてしまったの。見られなかったの、実際行ったときに。そういうこともあった。やっぱりもうそういう映画に関してもこれだけ力入れてやっているのだから、多くの人をもっとここに気楽に見られるような、そういう雰囲気ややっていくのも大事かなと思うのです。だから、今回ここはまた違うところになってしまうので、これ以上は言いませんけれども、ぜひその辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

次、では行きます。92ページ、監査事務事業のところですがけれども、この中、監査委員のほうも一生懸命監査してもらって、不正がないようにということで一生懸命やってもらっているのは間違いないと思うのです。ただ、そういうところに市民の方から何度かことしは監査請求があったということで、その監査請求、私監査委員になったことないので、どういう流れかなと。だから、監査請求があった場合に、それがどうしてどういうふうになっていくと、最終的にここまで来るのだというのの

流れを教えてくださいたいのですけれども。

（監査委員事務局長）今のは、地方自治法上で住民監査請求という制度が決められております。これは、1人から提起できる請求になります。内容からしますと、具体的な財務会計上の行為、それに違法または不当な行為があるということ、それに対しての請求ということになりますので、例えば行政的な制度でありますとか、あるいは職員の行為でありますとか、そういうことは対象にはならないわけです。あくまでも財務会計上の、例えば交付金の支払いでありますとか、あるいは契約行為でありますとか、そういうものに対して違法または不当な行為があるということを具体的に証拠を挙げまして請求をするということになります。その請求書を上げていただきまして、それが適法な請求書であるというふうな判断されましたときには受理することになります。その内容が適法なものでないといったときには却下とするわけになります。受理しまして、その内容を審査しまして、受理してから60日以内にその回答を出すことになります。それで、要件は先ほど言いました財務会計上の行為であるということ、あるいは1年間を経過してしまった場合にはそれを請求することはできないというふうになっておりますので、例えば契約行為でありましたならば、その契約締結日から1年を超えてしまった場合には対象にはならないということになりますので、受理した後にその場合にはまた却下ということになります。それで、内容を審査しまして、請求の内容を審査した結果、それが理由ないということになった場合には棄却ということで返すことになります。もしその内容に確かに言うことが理由があると、問題があるというときには、勧告という形で市長宛てに勧告を出すという形になります。そういう流れになっております。ですので、請求があってから60日の間に内容を審査しまして、それで結果を出していくという形になります。

（坂本）しっかりそういう業務はやっていたいただいていると思います。今回27年度の中で何回かあったと聞いているのですけれども、それは何回出されたか、それとその結果としてどうだったのかということがあれば、わかるというか、報告できるのであればお願いいたします。

(監査委員事務局長) 今回27年度は、現在までのところですが、3件の住民監査請求がございました。1件に関しましては、内容的に1年を経過しているという判断がありましたので、それに対して却下という形になります。あとの2件に関しましても、内容を審査した結果、棄却という形になっております。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) 予算の全般なのですが…

(委員長) 付託された部分だよ。

(諏訪) 付託された部分です。やはり先ほど借入金の積み立てが非常に大きいということで、市民がずっとこれは払っていかなければならないものです。今社会的現象としては非常に子どもも貧困ですが、大人も貧困状態にある中で、景気がうんとよくなるかということと多分ならないだろうという推測のもとに、市民税の徴収もなかなかうまくいかないだろうという推測のもとにいます。そういった中で、この大きな借入金、先ほど返済計画、なかなかはっきりとした計画年数などのご返事もございませんでした。そのような中での当初の予算編成に対しては反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(金澤) それでは、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

国は、人口減少や少子高齢化対策として自治体に地方版総合戦略の策定を指示しております。本市においても、鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年3月、今月までに策定し、原口市長は「平成28年度を地方創生の実現に向けた一年と位置づけ、将来を見据えた新たな社会構築への取り組みを推進する」と施政方針を述べております。

平成28年度の予算編成は、市民ニーズを的確に捉え、事業の緊急性と重

要度等を考慮した選択と集中による予算編成になっていると思います。現在の厳しい財政状況下での財政の硬直化に注意しながら、本年度からの普通交付税、合併算定替の影響も考慮し、減債基金の積み増しにより今後の公債費の増加に備えております。また、市税収入の減少や予期しない財政需要に備え、計画的な財政調整基金の積み増しを予算化しております。このように各基金の積み増しは高齢化により増加している扶助費や合併特例債事業等による公債費の増大等、義務的経費の伸びが見込まれるための財政運営と思慮いたします。平成28年度一般会計予算346億8,800万円、対前年度比20億9,800万円の減、率にして5.7%のマイナスとなりますが、自治体間競争に勝ち抜くための新規事業もあり、社会構造の変化に対応した予算と理解しております。原口市政が推進する住んでみたい、これからも住み続けたいまちにふさわしい鴻巣となることを期待いたしまして、以上の趣旨により議案第36号 平成28年度一般会計予算について賛成いたします。

以上でございます。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時28分)



(開議 午後2時44分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議請第1号 「『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書」提出についての請願及び議請第2号 安全保障関連2法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願について、紹介議員の説明を求めます。

(1号からの声あり)

(副委員長) 1号からです。

(中野) これについては、去る3月4日の本会議のときに……

(委員長、この紹介議員の件なんですが、議請第2号については竹田悦子さん、諏訪三津枝さんと裏に書いてありますが、)

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時45分)



(開議 午後2時46分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) 先ほど申し上げましたように、3月4日の本会議で提案するときにその趣旨について説明をさせていただきました。したがって、この本委員会では、今言った提案理由ということはありませんが、その意味では省略をいたしますが、私どもはこの請願を提出、意見書を提出した請願については、請願理由にありますように、少なくともご存じのようにこの法案が国会で審議される過程の中で、国会に招致されました長谷部、小林、笹田という、これは日本でも多くいる憲法学者の中でも大変著明な学者であります。これらの3学者が国会の中で本法については憲法違反と証言をしている。加えて、その他多くの憲法学者が異口同音にそのような話をされている。加えて、元内閣法制局長官の大森さん、宮崎さん、阪田さん、これらの3氏が国会でやはり本法は憲法違反と証言している。これはもうご存じのように、内閣法制局というのは本来国の憲法の総元締め部署であります。そこを元とはいえ経験した方々がそのように言っていること、それからもう一つは法の番人トップを務めた、ここに書いてありますように、これはむしろ本会議で質問が秋谷議員の

ほうからありましたけれども、裁判提訴しているのかという話がありました。そうした法の番人であります最高裁の長官、山口氏が朝日新聞のこれはインタビューであります。本法は憲法違反というふうに指摘しているというようなこと。それから、この4番目はどういうことかということですが、実はアメリカのケリー国務長官が2015年の4月の記者会見でここに書いてあるとおりに発言をしております。この後に今の安倍総理がさっき言いましたように法案を提出して、9月19日に可決しているわけですが、このケリー長官が言ったことと同様のことがその後起きているということは、私どもとしてはこれは事前に、このときちょうど安倍さん訪米していましたから、安倍さんがケリー長官と事前の話をしたという結果のあらわれではないかというふうに私どもは受け取っているわけでありまして。それから、5点目はこの平和安全保障関連法、これが9月19日、先ほど申し上げましたように、私どもからいけば強行採決という形になりますが、こういう形でありまして、そしてこの法律が通過した後のマスコミの朝日新聞、あるいは毎日新聞の報道といたしますか、調査によりますと57%、これが毎日でしたか、朝日が51だったかな、というのがこの法律には賛成しかねるというようなことが法律通った後の新聞で報道をされております。これらのことを考えると、当然鴻巣市民といえどもこれは日本の国民ですから、そういう意味では鴻巣の市民においても過半数は先ほど申し上げました朝日、毎日の調査と同様な割合で支持していないというふうに受けとめているというようなことから、今回の提出に至ったわけでありまして。加えて、本会議で申し上げましたように、これが施行が3月29日だったと思いますが、ということもあるんで、非常に間近に迫ってきているというようなこともあるので、やはり本定例会でこの請願を提出することが時期的に的を得ているという判断から、このように提出をさせていただいたというのが説明ということなので、そのような形で説明にかえさせていただきます。

以上です。

（副委員長）続いて、議請第2号紹介議員、諏訪三津枝議員より説明をお願いいたします。

（諏訪）請願第2号の紹介議員として、この請願の趣旨をご説明させていただきます。文章に関しましては、既に本会議の中で紹介をしておりますので、省かせていただきます。

今日は3月10日なのです。皆さんもご記憶にあるかと思います。ちょうど71年前、東京大空襲の日、3月10日なのです。そして、ここでは史上最大とされている大量虐殺、10万人を超える都民、そこにたまたまいらした方々が亡くなって、100万人以上が被災をしています。こういった中です。そして、昨年は当市議会におきましても、6月議会でちょうど国会に向けてこの慎重審議を求める意見書が1名の棄権以外に全員で採択されました。慎重審議が行われたかどうかは皆さんもよくマスメディアなどでご存じだと思いますが、9月19日未明、慎重審議が行われたと思えないような強行の採決が行われたわけです。先ほど紹介議員の中野昭議員もお話しされましたように、3月29日をもってこの強行成立をされた法律が施行されていくということで、紹介議員としてこの鴻巣市議会でも廃止を求める意見書、ぜひ討議をしていただいて、意見書として出していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（副委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（坂本）それでは、質疑をさせていただきますが、今回は議請1号、2号と2つ同様の議請でございますので、私は中野議員のほうにお答えをいただきたいと思いますが、よろしく願いします。

私から見て、請願人は佐藤正八さんでございます。請願人の考えをお聞きいたしますけれども、憲法第9条第1項にある国際紛争を解決する手段として戦争を放棄するとあるが、現状では自衛のための戦争は合憲とされていると私は思います。請願人は、この戦争放棄については限定放棄と考えるのか、それとも全面放棄と考えているのか、どちらでしょうか。

（中野）少なくともこの請願人については、私も以前申し上げましたが、憲法第9条、鴻巣・憲法九条の私も会員であります。この佐藤正八さんはその憲法九条の代表になっています。そういう点では、佐藤正八さん

の考え方よく知っているのですが、今の質問の中で限定的ではなくて、
というのは少なくとも本憲法が、平和憲法ができたいきさつ、経過を考
えたときに、これは少なくともさきの戦争のやっぱり反省点を踏まえて
成り立ってきた憲法である以上は、限定ではなくて……

(全面放棄の声あり)

(中野) そうです。ということであることは間違いありません。

(坂本) それでは次に、第2項にあります戦力の不所持とございますけ
れども、請願人は有事のときの主力部隊としての武力である自衛隊は戦
力と考えるのか、それとも戦力ではないと考えているのか。

(中野) 今ある現存する自衛隊については、本来的には憲法上の問題あ
るいは自衛隊法上の問題から考えて、少なくとも先ほどの質問にあるよ
うに有事の際実際活動していくという位置づけにはなっていないという
ふうに私は理解をしております。

(坂本) それでは、実情として護憲派の多くの方が憲法9条によって平
和が守られていると主張しております。しかし、一部日本の領土を事実
上侵略されている。日本人が巻き込まれた紛争が発生し、死者が出た例
もございます。これは1952年、韓国が一方的に李承晩ラインを設定し、
このことにより1953年2月に日本の漁船を銃撃するという事件があり、
死者が出ております。その後、これがいわゆる第一大邦丸事件というこ
とでございましてけれども、4月に韓国軍が竹島を占領しています。その
まま今も占領状態が続いております。最近の事柄としては、尖閣諸島を
日本の国有化ということで行った後、中国がそこにやってくる
問題を起こしております。日本の海上保安庁の艦船に衝突してくる
と、あれは映像でたしか皆さん見ていると思いますが、こうした多くの
事件を起こしております。それが現状でございます。このような事態に
対してはどう対応するのかお聞きいたします。

(中野) 李承晩ラインの話が出ましたけれども、つい最近というか、直
近の話では、例えば尖閣諸島、あるいは魚釣島というのですか、特に尖
閣諸島なんかについて言えば、少なくとも田中角栄と鄧小平のいわば日
中国交回復のときに、いわばこの問題は後世の人に委ねる、棚上げにし

ておこうということで日中国交回復が成り立ったという経緯があると思います。今回なぜ中国がそうした尖閣諸島、確かに上陸してきている、それは少なくとも、固有名詞を出すと申しわけないので出ませんが、少なくともあれをいわば買い取るということが国会議員の後、東京都知事をやられた方が言い出して、それであの方は少なくとも反中国の徹底した徹底した鉄壁な方ですから、それをいわば心配したのでしょうか。当時の民主党政権があれを今度は買うと言い出した。そういう経過の中で、今言った鄧小平と田中角栄の先人に送るというそのことが結局中国にしてみればその約束が破られたというようなことを中国は思っているわけでしょう。そういう点では、確かに今の状態からゆゆしき事態であることは私も承知はしています。しかし、少なくとも私の信念としてはやっぱり交渉を持つ、2国間で、というようなことによって解決を図ることがベストだというふうに今でも私は思っております。今や中国が行っていることについてはゆゆしき事態であると同時に、そのなった経緯はあるということですから、向こうが一方的にやったのではないということだけは承知をしていただければありがたいということでもあります。

（坂本）それでは、最後に1つだけ諏訪委員にお聞きいたしますが、けさだったかな、北朝鮮からミサイルが発射されたという報道がありました。今現実に日本の近隣ではそういうことを平気でやるような国があるわけです。共産主義だか何だかわからないけれども。そういう国がある中で、では日本の防衛について、では何もしないでいいのかと私はちょっと疑問に思うのです。そういうことについては、諏訪委員は今回どのように考えるか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

（諏訪）北朝鮮のそのミサイル発射に関しては、これは国連決議で決まったことで、要するに武力を持たないで、武力ではなく国連の決議で上げられたように追い詰めていく、北朝鮮を要するに経済封鎖をしたりして追い詰めていくことで紛争には巻き込まれない。それで、もちろん個別的自衛権というのは日本の憲法の中にもちゃんとうたわれていますから、攻め入られたら当然それは反撃はしますけれども、今回のこの安全保障法制は攻め入られているものではなくて、外国に行って自衛隊に要

するに武力を使えると、そういう法律です。

(川崎) 請願の1号の請願の趣旨の冒頭にもございました。また、先ほど諏訪委員も、これは請願には文章ではないのですけれども、口頭でお話をされておりましたが、昨年6月の議会最終日に提出されました慎重審議を求める意見書につきましては1名を除く全員で賛成だと。この背景につきましては、よくお二人とも、先に廃止をするという請願をお二人とも出されまして、それは2つとも認められませんでした。私ども公明党もこの慎重審議を求める意見書につきましては賛成をいたしました。これは文字どおり平和安全法制、平安全保障関連法案に賛成であると。だからこそ、国民の理解が進むように慎重に審議をするべきだという立場で賛成をしましたということはお理解をまずいただいているかと思えます。そうした意味では、慎重審議を求める意見書というのは、その中身の議員につきましてはこの平和安全法制、平安全保障関連法案に賛成をするという立場の議員が市議会議員の中で多数いたということはまずご認識をしていらっしゃるかと、このようにまず確認をさせていただきます。

そして、その後慎重審議が図られたのかということで今お二人がお話がございますけれども、私もテレビを見ておりました。それを強行採決というふうにおっしゃいましたが、私はあれは与党の強行採決をまさに民主党の議員ですとか、暴力的に議事進行を邪魔しているという姿もたくさんありました。その与党の強行採決が演出されたと、看過してならないのは採決の妨害、これを看過してはならないというふうに考えます。その第1に、まず中野議員にお聞きしたいのですけれども、こちらの請願趣旨のほうでは理由1に小林氏ら憲法学者のことが書いてあります。我が国の平和を守る行動を続けているのは誰でしょうかということをお聞きしたいと思うのです。我が国の平和を守る行動を続けているのは。というのは、今この瞬間も領空、領海侵犯を監視する活動を自衛隊、海上保安庁の皆様が展開なさっています。北朝鮮がことしの1月6日に4回目の核実験を行い、2月には弾道ミサイルも発射、そしてまた先ほど坂本委員からもありましたけれども、またミサイル発射という記事が

あります。その2月に弾道ミサイル発射したときには、我が国だけではなくアメリカのイージス艦も日本海に展開し、不測の事態に備えました。紹介議員は、仮に北朝鮮が我が国にミサイルを発射する事態が生じ、その防衛のために日本海に展開した米国イージス艦が北朝鮮から攻撃されるという事態が起きたときに、我が国はどう対処すべきとお考えでしょうか。

(中野) 少なくとも今川崎委員の言われた北朝鮮、昨日も何か……

(今朝ですの声あり)

(中野) 今朝ですか。500キロという報道がありましたけれども、それは先ほど坂本委員の質問もありましたように、今現在行われている北朝鮮の行為、行動、これはまことに遺憾であると。これは本来やっぱり国民の生命、財産を守るということからすれば、そういう観点からすれば、鴻巣市議会でもそうした意見書を本定例会でもやってもいいというふうに私は思っています。国会でも、これ全党一致でたしか北朝鮮に対する非難というのは国会で全党で採択されています。今ご質問のあった、では日本はどうするのだということですが、先ほど坂本委員の話でしたように、私はむしろ日本が大変資源のない国という点でいえば、やはりどうしても資源の輸入を頼らざるを得ない、1億2,000万人の国民を食べさせていくためには、古くから言われるように、もう加工貿易をする以外日本の生きる道はない、あとは先進技術ということ。そうなると、今言いましたように、各国とのやはり、どこか1国に親密になるのではなくて、各国ともやはり手をつなぎ合っていくという、これは理想かもしれない、だけれどもそういう形で平和を守っていくということがまず第一だと思います。それで、申し上げたいのは、川崎さんと意見が違ってもいいかもしれませんが、では、この戦後70年間日本がこうして平和でいられたというのは、私はやっぱり憲法9条の第1項の戦争の放棄と第2項の戦力の不保持、交戦権の否認、これが他国から見てやっぱり日本は攻めてこないのだ、戦争を放棄したのだということが私は平和を守っていく日本の立場として一番正しいと思っています。あとは、今言ったように世界情勢の動きの中でという話がありましたけれども、それはそれなり

のきちっとした理由がそれぞれある。北朝鮮は別ですよ。北朝鮮は別として、それぞれの理由があるのです。だから、その理由というものをやっぱり私は取り除く、そういう努力を日本はむしろ先頭に立ってすべきだと思っています。

（川崎） それでは、諏訪委員にお尋ねをいたします。

諏訪委員の平和安全法制に関する認識、先ほど坂本委員が質問されたことについての答弁をお聞きしましたときに、ちょっと私も、あれっというふうに感じました。そういう理解なのかなというふうにちょっと率直に疑問を持ったわけなのですけれども、それでお尋ねいたしますが、戦争につながる安全保障関連2法という請願趣旨記述の文章につきまして、その認識をお尋ねしたいと思うのです。諏訪委員は、この2法の成立によって、我が国が具体的にどの国と、どんな形で戦争につながるとお考えになっているのか、お聞きいたします。

（諏訪） まず、アメリカと日米同盟結んでいます。ですから、アメリカが例えば応援を求めた場合、日本はそこに一緒に行くというふうに思っています。そして、今一番現実的なものは、P K Oなのですけれども、南スーダンでもう既に国連の平和維持活動が行われています。そして、日本でやはり自衛隊が既に派遣されています。現在は、憲法9条のもと、当然武力は用いませんし、行使はできない、そのようになっているのですけれども、この平和安保法制の成立のもとでは、3月29日以降、もしアメリカのほうから、日本はこの法制ができたのだから、一緒になって武器が持てるということによって要請があった場合、南スーダンにおいて、現地で自衛隊が武力を行えるというふうに思っています。これは、国会で29日に日本共産党の笠井亮議員が追及しました。それは、既に2年前、もう既に日本では防衛省の内部文書がありまして、その中で駆けつけ警護を行うというような計画がされています。検討がされています。これは、いわゆる安全法制が成立する前の段階で内部文書で回っているということが国会で追及されました。そのような中で、より現実的になっているというふうに思います。

（川崎） 今諏訪委員P K Oの話されましたので、ちょっとそのことで

関連してお話しさせていただきますけれども、P K O のときにも共産党さんは戦争につながるということで大反対されたという記憶がございます。そうですね。

（諏訪）はい、反対をしています。P K O 法について、しています。

（川崎）今も反対されているということですね。今も続けてP K O にも反対し続けているということですね。

（諏訪）はい、そうです。

（川崎）それでは、あと諏訪委員にちょっと幾つか聞きたいことがあるのですけれども、元内閣法制局長官を引き合いに出しています、元の。今の内閣法制局長官は、9条を踏みにじるという発言はしていません。それもご承知だと思います、国会見えていますので。責任ある立場にあるのは、元の内閣法制局長官なのか、今の法制局長官なのか、どちらだと思われませんか。

（諏訪）当然現状においては、今の法制局長官に権限があるとは思いません。

（川崎）それでは最後に、これも諏訪委員にお聞きしたいのですけれども、自衛隊そのものの存在を違憲だと考える憲法学者が7割ほどいると聞いております。また、この自衛隊につきましては、共産党の志位委員長も、これは去年の6月の23日でしょうか、会見に答えられまして、その質疑応答の中で、憲法9条と自衛隊についての認識など、いわゆる安全保障政策に関する日本共産党の基本的な立場についての質問が出されまして、それに答えまして志位委員長は、私たちが政権を担ったとしても、自衛隊との共存の関係が一定程度、一定期間、続くこととなります。国民みんなが自衛隊はなくても安全は大丈夫だという圧倒的多数の合意が熟したところで、9条の全面実施の手続を行うとの認識を示されているようなのですが、ということはこれは志位委員長は違憲だと考えていらっしゃるのかと私は感じたのですが、そこで志位委員長は違憲だという考えなのか、また諏訪委員自体は自衛隊について違憲だと考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

（諏訪）現在の自衛隊は、私は違憲だと思っています。ただ、先ほど紹

介していただきましたように、国民の多くの合意があって、自衛隊はもう要らないのだということであれば、当然それは解消されていかなければなりませんし、もともと自衛隊ができたのは、戦後すぐに警察隊ということで発展してきたもので、現在は軍事費をとてとたくさん使っているいわゆる軍隊と同様の訓練もしています。そのような中で、私は違憲だと思っています。

（矢部）簡単なことで申しわけないと思うのだけれども、質疑のほうをさせていただきます。

憲法の9条で違反するというか、違反だと、こうなっているのですけれども、今草案の出している中で、9条に関しまして、先ほど中野さんが言ったように、1項の中で戦争放棄を残すというのはもう明記、うたっているのです。もう一つ、あと自衛権の発動を妨げるものではないという、これだけは、憲法上ではないけれども、明記されているのですが、これをどのように思っているのか、ちょっと。

（中野）矢部委員が言ったのは自民党の憲法草案のことを言っていると思うのです。私は、この自民党の憲法草案、一々全部見させていただきました。その中で、確かに9条1項はそのようになっていますが、2項が変わるのです。今の現9条の2項が自民党草案は変わっているのです。変わるのです。もう一つは、国防軍の創設というのが明記されているのです。この国防軍の創設と同時に、これはそのトップが内閣総理大臣が担うことになっているのです、草案。これは、少なくとも私の記憶では、今の平和憲法以前、戦争前の憲法、これに、この部分だけで言えば、類似を大変している。そういう点では、非常に危険性があるというふうに判断をしています。もう一つは、今の憲法で天皇制は象徴なのです、今憲法は。ところが、自民党の憲法草案ですが、象徴ではなくて、何だったっけな。名前が変わっているのです。ちょっと思い出せないけれども。これも今言った戦前の憲法に類似している。というようなことが草案を見たときに率直に私が感じたことであります。

（矢部）それと、中野さんが出してきたやつの5番目に、私たち鴻巣市民が過半数を維持していないというのは、この市民というのはどのよう

な調査というか、それをしたのかなと。

(中野) 具体的にアトランダムにアンケートをとったとか、そういう調査はしていません。ただ、少なくとも、先ほど申し上げましたように、この法律が通った昨年9月19日以降、近い時期ですが、期日は覚えていませんが、朝日新聞と毎日新聞で、記事では57%と51%だったかな、この戦争法案は、戦争法だ。法案ではない、戦争法を支持しないというようなことが明確に言っていました。つまり我々調査はしていませんけれども、鴻巣市民といえども、やはり日本国で生活しているわけですから、そういう点ではその一つの大きな調査結果に基づいて、鴻巣市といえども同じでしょうという意味でこの文章を載せたのです。したがって、具体的調査をしているわけではありません。

(副委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(副委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(坂本) 議請第1号 「「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書」提出についての請願、また議請第2号 安全保障関連2法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願、反対の立場で討論をいたします。

日本国憲法第9条は、第1項で戦争の放棄をうたっております。日本人の中には、この9条が世界の手本になると言う人もいます。世界の国々の中で日本の憲法第9条を参考にして自国の憲法を制定している国がどれくらいあるのでしょうか。恐らく自国の防衛のためにはどこの国もそれなりの手段を考えて守っていることと思っております。戦争放棄をうたい、武力を持たない国はないと思います。日本は、先の大戦を経験し、その戦争の悲惨さについて多くの人が二度と戦争をしてはいけないと考えていると考えます。今、日本人の中で、進んで戦争をしたいと思っている人は一人もいないと思います。

世界の状況を見ますと、多くの地域でテロや紛争が起きており、いわゆ

る戦争が毎日のように報道されています。国際交流が盛んになり、日本人も相当数の人が海外に住んでおります。日本だけ何も起こらないということは言い切れません。いつこの人たちに対して危害が加えられるかもわかりません。現実には日本人が宗教紛争等に巻き込まれ、命を落とすこともありました。日本国は、日本の領土だけを守っていればよいのではなく、こうした海外に在住する日本人まで全て守らなくてはなりません。日本国として海外からのあらゆる攻撃を抑制するためには、あらゆる手段がとれるとっております。その一つが今回の平和安全保障関連法だと思います。世界中に広がっている日本人を守る第一の手段として、抑止力としての自衛隊も、それを運用する安全保障関連法も必要と考えます。よって、この請願に対しては反対といたします。

（副委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（副委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（川崎）議請第1号及び議請第2号に反対の立場から討論いたします。今、日本を取り巻く安全保障環境は、大きく変化し、厳しさを増しています。記憶に新しいのは北朝鮮によるミサイル発射です。国連安全保障理事会は、2日午前、4回目の核実験と事実上の長距離弾道ミサイル発射を強行した北朝鮮に対し、制裁を大幅に強化する決議を全会一致で採択しました。決議は、日本を含む約50カ国が共同提案し、北朝鮮の凶行を許さないという国際社会の強い意志が示されたものです。今後、日本政府は拉致、核、ミサイル問題の包括的解決を目指す立場で今回の決議を生かしていかなければなりません。決議採択を機会として、G7、G20、日中韓サミットなどの国際会議を通じて、日本は国際社会でふさわしいリーダーシップをとっていく必要があります。

国会においては、民主、共産、維新、社民、生活の野党5党が2月19日、昨年成立した平和安全法制を廃止する法案を衆院に共同提出しました。しかし、北朝鮮の核や弾道ミサイルなど日本をめぐる安全保障環境が激変する中で、平和安全法制を廃止して、本当に日本の平和や国民の安全が守れるのでしょうか。しかも、野党5党の廃止法案も、民主、維新の

対案も、法案の扱いを議論する衆院議院運営委員会に提出者側から正式な審議入りの要求もなく、これでは単なるパフォーマンスと批判されても仕方ありません。

昨年成立した平和安全法制が成立したその目的は、あくまでも戦争を防止するためであり、日本国民を守るため、国民の生命と財産を守るためであります。今回の法整備は、抑止力を高めることで紛争を未然に防ぎ、国際社会に対し、日本にふさわしい責任を果たすものです。平和安全法制は、自国の安全と国際社会への貢献という2つの分野から成っています。平和安全法制整備法と国際平和支援法は、両法案とも憲法9条のもとで許される自衛の措置の限界を定めた2014年7月1日の閣議決定に基づいており、憲法違反との批判は当たりません。その閣議決定は、国民の生命や幸福追求の権利が根底から覆される場合には自国防衛に限って武力行使ができるとした1972年の政府見解に基づいており、他国防衛のための集団的自衛権の行使は認めていません。さらに、憲法9条のもとで許容される自衛の措置の限界を新3要件として定めたものです。

公明党の強い主張で盛り込まれた新3要件とは、改めて申し上げますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき、必要最小限度の実力を行使することです。極めて限定的な厳しい要件であり、国際法上言われている集団的自衛権とは全く違う、あくまでも自国防衛であります。この新3要件を定めたことで、専守防衛の理念を全く変えず、憲法9条解釈の根幹は維持しており、憲法違反の批判は当たりません。

議請第2号においては、戦争への道、戦争につながる安全保障関連2法との表現がありますが、レッテル張りやイメージで扇動することは国民の不安をあおるだけです。安全保障の問題は、国の存立、国民の生命、財産にかかわります。憲法9条、憲法前文、憲法13条に基づき、国民の生命、財産、幸福追求権に対して現実的に責任を持って守るのが政治の

役割であると申し上げて、議請第1号及び第2号に対する反対討論といたします。

(副委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(副委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議請第1号 「「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書」提出についての請願及び議請第2号 安全保障関連2法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(副委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号及び議請第2号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時26分)



(開議 午後3時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成については委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時27分)